

岡 安 第 8 1 5 号
平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日

日本共産党 岡山市議団
団長 河 田 正 一 様

岡山市長 大 森 雅 夫

平素から市政にご協力をいただきありがとうございます。
さて、平成25年11月1日付けでいただきました2014（平成26）年度岡山市予算編成要求書について、下記のとおり回答いたします。

記

政策・行政改革推進室 関係

1. 官製ワーキングプアを生んでいる「多様な雇用形態」を止め、市民サービス向上のため、正規職員での配置を行うこと。

①人件費比率17%台はすでに達成された。慢性的な人員不足のもとで市職員は長時間・過密労働に苦しみ、精神疾患も多く、また連続する給与引き下げによる生活への影響も深刻であり、改善は急務である。職員が「全体の奉仕者」として公正で民主的な行政業務に専念し、心と体の健康を保持できるよう、区役所や福祉関係、教育、防災などの部署を増員し、嘱託・臨時職員を定数化すること。サービス残業を根絶し、給与引き下げをやめるとともに、超過勤務手当は実態どおり支払うなど、賃金・労働時間などの労働条件を改善すること。

【回答】

政令指定都市として自立した自治体にふさわしい行財政運営を継続して実施していくためには、今後も義務的経費である人件費の抑制を図っていく必要があり、簡素で効果的、効率的な組織を構築するとともに、必要な人員については計画的に採用を行いながら、適正な職員数の確保に努めてまいります。また、事務事業の見直しによる一層の効率化を図りつつ、必要な分野に必要な人員を配置し、事務負担の平準化等様々な工夫に努め、時間外勤務の縮減を図るよう取組んでまいります。 **【人事課】**

②用地担当、土木技術者、建築技術者等の年齢構成の不均衡、技術の継承の危惧といった状況を早期に解決するための採用計画をたてること。

【回答】

岡山市職員採用中期計画において技術職員の計画的な採用を行うこととしており、年齢構成等にも配慮しながら、引き続き採用を行ってまいります。

【人事課】

③業務に見合った正規職員を配置するとともに、一人ひとりの職員の能力を活かして市民サービスの向上につとめること。とりわけケースワーカー・保育士・保健師・消防士など法定数及び交付税で措置させる人数を責任持って確保すること。

【回答】

職員の採用については、効率的かつ効果的に業務を遂行できる組織を目指し、事務事業の見直し、職場の実態に応じた適正な職員配置等を徹底する必要があると考えております。そのような中においても、必要な人員については計画的に採用していくこととし、市民サービスの向上に努めてまいります。

【人事課】

④増え続けている臨時職員などの労働条件を改善し、官製ワーキングプアを作らないこと。時給は1000円以上にすること。雇用期間を11ヶ月とする働かせ方を改めること。

【回答】

本市の臨時・非常勤職員の勤務労働条件につきましては、毎年、適正な水準となるよう見直しを行っており、今後も民間や他の公共団体の動向を注視しながら適正な水準となるよう見直していきたいと考えております。 【人事課】

2. 岡山市都市ビジョン（水と緑が魅せる心豊かな庭園都市）及び総合計画は財政試算を示すこと。実施計画については、当面、到達状況を示し、来年度予算に反映させること。

【回答】

経済状況や制度改廃など地方公共団体を取りまく環境が毎年のように大きく変化する時代においては、複数年度にわたって財政支出との整合を持たせることは現実的ではないことから、「選択と集中」により優先する政策課題に重点的に対応する事業について、予算編成や行財政改革と連動しながら、毎年度実施計画としてとりまとめ、公表しているところです。

また、成果指標の達成状況等の結果を適時に公表することにより、市民と課題を共有したいと考えており、平成23年度には、成果指標の最初の目標設定年次にあたる平成22年度末における達成状況と主な行政活動の実績を検証し、広く市民にお知らせしたところです。 【政策企画課】

3. 市有施設の管理運営は直営を基本とすること。指定管理者制度を導入した場合でも、市に管理責任があることを自覚し、市民サービスを低下させないこと。

【回答】

市有施設の管理運営方法は、その施設の性格に応じて、市民サービスの向上及び効率化を図る観点から決定しており、指定管理者制度を導入した場合においても、市民サービスの低下を招くことはないと考えています。なお、市有施

設の最終的な管理責任は市にあると認識しております。 【財産管理課】

4. 天瀬の市民病院再編にあたっては、開院以来市民病院を支えてきた地域住民に安心してもらえるよう外来診療機能をもつ医療サービス提供の体制整備について診療科目を含めて地域住民と十分な協議重ねること。

【回答】

(仮称)岡山総合医療センター基本計画においては、北長瀬表町においてセンターを整備することとしており、新市民病院開院時には、現市民病院は病院機能としての役割を終えることとなります。

また、新市民病院開院後については、「一定の外来診療機能をもつ医療サービス提供の体制整備などを検討する必要がある。この体制整備については、今後も地域住民等との協議を重ねながら、さらに具体的な検討作業を進める」こととしております。 【新病院・保健福祉政策推進課】

5. 行財政改革大綱（短期編）の実施は歳出削減や市民負担増先行ではなく、地方自治法の本旨に沿って、住民福祉と生命の安全を基本に行うこと。

【回答】

本市は、地方自治法の本旨である最少の経費で最大の住民福祉を実現することを基本理念とした市民協働の行財政改革を進めており、その一貫として、平成17年度から行政サービス棚卸し（事業仕分け）に取り組んでまいりました。今後も行政サービスの必要性和税金投入の優先順位を再点検し、選択と集中を旨としながら、歳出削減のみではなく、市民サービスの維持・向上を図る取り組みを推進してまいりたいと考えております。 【行政改革推進室】

6. 市民の願いや行政の実態と乖離している包括外部監査は内容を厳正に見直すこと。包括外部監査の義務づけをやめるよう国に法改正を求めること。

【回答】

外部監査は、平成9年6月の地方自治法改正により、平成11年度から全国の中核市、指定都市、都道府県に実施が義務付けられたものであり、外部監査人の責任において実施されるものです。その目的は、「住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げる」とことと「組織及び運営の合理化に努めるとともに、規模の適正化を図る」ことです。今後もその法の趣旨に沿って事務を行ってまいりたいと考えております。 【行政改革推進室】

7. 市長をはじめとする特別職の退職金を一般職員並みに改めること。

【回答】

特別職の退職金につきましては、現在の社会経済情勢を踏まえたものでなければならぬと考えており、今後とも、より一層、市民の理解を得られる適切なものとなるよう研究して参りたいと考えております。 【給与課】

8. 基本政策審議会は、市民公募を含めた委員の選定方法に改めること。

【回答】

岡山市基本政策審議会は、本市の基本的な政策等の企画立案に当たり、必要な調査審議を行わせるために設置しているもので、その委員の選任にあたっては、附属機関の委員の選任基準について準拠すべき基本事項である「岡山市審議会等の設置及び運営等に関する基本方針」に沿って設置の目的を十分果たすことができるよう幅広い分野からその委員を適切に選任しております。

【政策企画課】

9. 平和行政は市民局の所管とし、人権・平和推進室とすること。
岡山シティミュージアム内にある岡山空襲展示室は、市民に広く活用してもらうためにも、市民局に移管し、効果を上げるように運用すること。

【回答】

現在、保健福祉局において、平和祈念事業を担当しながら平和行政の一部を担っております。昨年10月より岡山シティミュージアム内に岡山空襲展示室を設け、運営を行っているなかで、これまでのところ所管の違いによる大きな支障はないものと認識しておりますが、今後もよりふさわしいあり方について、関係部署と協議していきたいと考えております。

【福祉援護課】

10. 下水道普及に不向きな岡山市の特徴を踏まえ、合併浄化槽普及に一層力を入れること。岡山市の汚水処理対策を前進させるため、合併浄化槽業務を環境局から下水道局へ移管すること。

【回答】

合併浄化槽による汚水処理が効率的な地域においては補助金制度を活用してその普及を促進してまいります。また、岡山市全体の汚水処理対策推進のため、下水道局と協議を図りながら、連携を密にして取り組んでまいります。

【環境保全課】

11. 安心・安全ネットワーク事業は廃止を含めて、事業効果を検証すること。

【回答】

安全・安心ネットワークは、自分たちの地域は自分たちの力で守り育てることや地域の課題は地域で解決することを目指して、自主的、自立的な活動に取り組まれています。共助を育て、市民協働の街づくりを推進するために、今後も事業効果を検証しながら、必要な支援を実施していきたいと考えております。

【安全・安心ネットワーク推進室】

総務局関係

1. 憲法違反の自衛隊の隊員募集事務を行わないこと。

【回答】

自衛官募集事務は、地方自治法、自衛隊法及び同法施行令により、第1号法定受託事務として行うこととされております。

【区政推進課】

2. 原子力発電所を再稼動しないよう国に求めること。

【回答】

原子力発電の問題につきましては、現在、国において検討が行われているところであり、さまざまな条件を考慮され適切な決定が行われることを期待しております。
【総務企画課】

3. 自治体職場にそぐわない人事評価制度はやめること。

【回答】

平成22年度からすべての職員に対して新たな人事評価制度を実施いたしております。職務遂行上見られた能力及び職務に対する取組姿勢等につきまして、継続的に把握し、統一的基準で公正に評価することとしております。

「人材の育成」に資する人事評価制度として今後も継続してまいりたいと考えております。
【人事課】

4. 県の滞納整理機構への職員派遣をやめること。

【回答】

本市から岡山県滞納整理推進機構に対して、高額悪質な滞納案件を引き継いでおり、その業務に当たっている市からの派遣職員においても、法に基づいた滞納処分を行うとともに、公務員として公平・公正で適切な対応を行っているところ です。
【収納課】

5. 下請け業者と適正な契約を結び、労働条件を市の責任で引き上げるため、公契約条例をつくること。

【回答】

公契約条例については、労使間で自主的に決定すべき労働条件等を条例によって制限することになり企業経営に影響を与える恐れがあること、人件費の増加により資金面に余裕のない中小企業を入札から排除しかねないこと等の問題があることから、岡山市では条例制定の取り組みには至っておりませんが、今後とも、現下の経済雇用情勢に鑑み、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に運用してダンピング受注の防止に努めるとともに、適正価格での契約締結に努めてまいります。
【監理課】

6. 職員研修は憲法を基本に据えること。

【回答】

職員研修では、新規採用時研修における地方自治法研修をはじめ、政策法務課主催の研修等において、それぞれの法の理念並びに目的とするところを自治体職員の視点を例に説き、また市職員としてどのように考え行動すべきかといった基本的な意識や姿勢を習得する機会としております。

また、本市の人材育成の指針となる「人材育成ビジョン」では、めざすべき職員像を「市民視点で考え、行動する職員」としており、自治体の仕事は誰のためであり、組織の目的は何であるのかといったことを原点から考え、市民のための行政を基本においた研修を実施してきたところであります。

今後とも、それぞれの法の理念の下に、研修を通じて市民に信頼される人材の育成に努めてまいりたいと考えております。
【人事課】

7. 国からの出向職員を減らすこと。

【回答】

他の政令市等の状況を見極めながら、より一層適正化に努めてまいりたいと考えています。 【人事課】

8. 市職員のメンタルヘルスケア、パワハラ・セクハラ対策を推進すること。

【回答】

メンタルヘルスケアについては、職場におけるメンタルヘルスの保持増進を図るため、心の健康づくりについての研修に重点を置き、管理者を対象とする研修をはじめ、各職位別に段階的に実施しております。さらに職員全体が心の健康づくりについて取り組めるよう情報誌の発信などの普及啓発を行うとともに、産業医（精神科専門医）や保健師による個別相談なども随時実施しております。

また、パワハラ・セクハラについては、ハラスメントは絶対許さないという基本姿勢のもと、所属長研修や階層別研修を実施するとともに、職員への啓発用リーフレットの配布や相談体制の充実などにも努めております。 【人事課】

安全・安心ネットワーク推進室 関係

1. コミュニティハウスの管理委託料の増額をはかること。

【回答】

コミュニティハウスの管理委託料（指定管理料）については、利用状況やコミュニティ協議会の収支状況をふまえ、引き続き検討していくものの、昨今の財政状況から厳しい課題であると認識しております。

【安全・安心ネットワーク推進室】

2. 町内会集会所建設補助金の補助率を1/2、上限500万円に上げること。

【回答】

集会所整備の補助額については、他都市の状況等をふまえ、引き続き検討していくものの、昨今の財政状況から厳しい課題であると認識しております。

【安全・安心ネットワーク推進室】

3. 市民の意見聴取にあたっては、IT利用のパブリックコメント方式だけでなく、公聴会などの方法を含め幅広く適切に行うこと。

【回答】

岡山市における市民の意見、要望を把握する手段としては、各部署への手紙、電話、Eメール等様々な方法がありますが、今年から「市長と大盛トーク」を実施することにしており、市長と市民が膝を交えて語り合いながら地域づくり等について意見交換を行ってまいります。

今後も、市民ニーズの把握方法については研究していきたいと考えております。 【安全・安心ネットワーク推進室】

4. 市民協働のまちづくり条例見直し、非営利公益団体、市民、市がお互いに補完し活動を推進できるようにすること。

【回答】

市民協働のまちづくり条例は、非営利公益活動を促進し、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として制定されたもので、制定から10年以上が経過し、市民活動や市民協働をめぐる状況は大きくかわってきていると考えています。

NPOの皆様と行政担当課と意見交換を行いながら岡山市の協働の現状や課題について検討をすすめており、また市民協働のモデル事業の実施や研修会の開催により、協働のノウハウを蓄積しているところです。

岡山市における市民協働のあり方を検討していく中で、本条例についても研究してまいりたいと考えています。 **【安全・安心ネットワーク推進室】**

5. 公民館の安全・安心ネットワーク専任職員は、地域の実情に合わせ、防災士やソーシャルワーカーなど専門性を持った職員を配置すること。

【回答】

それぞれの地域が抱えている課題は様々であることから、地域担当職員が地域の特色や課題を十分にふまえながら、地域のニーズに的確に対応できるよう研修等を通じて人材の育成を図っております。

また、専門性の高い分野については、行政の担当部局や関係機関・団体と十分に連携・協力しながら、地域との連絡・調整に当たっていきたくと考えております。 **【安全・安心ネットワーク推進室】**

市民局 関連

1. 市民の視点に立った行政を行うために、夜間・休日の対応をはじめ行政サービスの充実をいっそう前進させること。

【回答】

市民視点に立った市民サービスの向上を図るため、集客性の高い京山公民館及びシネマタウン岡南市民サービスコーナーに証明書自動交付機を移設する等、休日や時間外の住民票等の交付について、対応をしてきたところです。

引き続き、市民サービス窓口の改善について、市民ニーズや費用対効果を考慮し、総合的な検討を行っていきます。 **【区政推進課】**

2. 公民館を市民サービス窓口拠点とするに当たっては公民館機能を低下させることなく、市民サービスを拡充すること。窓口業務は公民館職員に頼ることなく、専門職員により窓口の対応や遅滞への改善をはかること。

【回答】

公民館機能を低下させることなく市民サービスの向上に努めてまいります。なお、職員の配置については効率的な運営が図れるように努めてまいります。

【区政推進課】

3. サービス拠点への公共アクセスを充実させること。点字ブロックなど施設

のバリアフリー化を促進すること。

【回答】

路線バスの整備について、バス会社等へ働きかけを行うなど、公共アクセスの向上に努めてまいりたいと考えています。

また、現在建設を進めている区役所については、バリアフリー化を考慮した設計をすることとしております。 【区政推進課】

北区について

① 御津・建部地区に支所機能を残すこと。

【回答】

合併地区につきましては、合併時に新市計画で定められた各地域における事業の実現に即した組織体制とする配慮から支所を設置しております。

【行政改革推進室】

② 吉備地域センターの執務室は公民館と市民サービス窓口を分離すること。

【回答】

公民館窓口と市民サービス窓口は分離することを検討しております。

【区政推進課】

中区について

① 中区役所の整備にあたっては無駄な補償費を払うことなく、適正な条件で行うこと。

【回答】

中区役所の整備にあたっては、効率的な整備により、必要最小限な経費で実施してまいります。 【区政推進課】

② 区役所のレイアウトは市民の利便性を考慮し、職員にとっても快適な執務環境を整えること。

【回答】

中区役所の実施設計にあたっては、市民の利便性を考慮することはもとより、無駄のない効果的な平面計画を行うとともに職員の意見も聞きながら執務環境にも配慮したものといたします。 【区政推進課】

東区について

① 旧区役所跡地整備は、地元活性化に繋がるように配慮し、住民合意を図ること。

【回答】

東区役所の跡地については、地元の活性化が図られるように東区を始めとする関係部局間で検討を行ってまいります。 【区政推進課】

② 瀬戸地区に支所機能を残すこと。

【回答】

合併地区につきましては、合併時に新市計画で定められた各地域における事

業の実現に即した組織体制とする配慮から支所を設置しております。

【行政改革推進室】

南区について

①区役所移転後は灘崎地域に支所としての機能を残すこと。

【回答】

合併地区につきましては、合併時に新市計画で定められた各地域における事業の実現に即した組織体制とする配慮から支所を設置しており、南区役所の浦安への移転後についても、同様の考えに基づいて、灘崎支所を設置します。

【行政改革推進室】

4. プライバシー保護に懸念があるマイナンバー制度はやめるように国に要望すること。

5. 「男女共同参画社会促進条例」とその計画にもとづき政策の推進を図ること。

①性暴力禁止法（仮称）をつくるよう国に求めること。

【回答】

国の第3次男女共同参画基本計画において、性犯罪への対策の推進として、関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進とともに、関係法令の見直し等について検討するとされ、昨年7月には内閣府の男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会において、性犯罪対策に関する調査・検討結果の報告書がまとめられ、性犯罪への厳正な対処の検討等が盛り込まれています。引き続き、今後の国の動向を見守ってまいりたいと考えております。

【男女共同参画課】

②DV被害者の支援予算を大幅に拡充すること。

【回答】

DV被害者のためのシェルター運営に対しましては、平成19年度から「岡山市DV被害者民間シェルター運営支援事業補助金交付要綱」に基づき、シェルター運営を支援するための補助金を民間団体に交付しており、今後も継続していく予定です。

また、平成25年度の新しい取組として、母子生活支援施設である「仁愛館」において、DVと児童虐待とは密接な関係にある、DV被害者を初めとする女性の自立支援を行うため、「DV被害者等自立よりそいサポート事業」を、民間団体との協働により、開始しております。

今後も、DV被害者を支援につきましては、実効のある支援方法等について検討してまいりたいと考えております。

【男女共同参画課】

③岡山市配偶者暴力相談支援センターに専任のセンター長を置くこと。相談体制をさらに充実させること。

【回答】

配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ岡山市男女共同参画相談支援セ

ンターにつきましては、近年の相談件数の著しい増加や深刻なDV相談に適切に対応していくため、平成22年4月から相談員を1名増員し、体制の強化を図っているところです。また、本年度は相談室を一室増設し、必要な相談体制の充実を図ったところです。今後も状況を見ながら、必要な相談体制の確保を目指して参りたいと考えております。 【男女共同参画課】

④学校教育、生涯教育を通じて法及び条例、計画の啓発を行うこと。

【回答】

男女共同参画社会基本法やDV防止法、本市のさんかく条例や第3次さんかくプラン、DV対策基本計画等の男女共同参画にかかる法や条例、計画につきましては、継続して普及、啓発に努めております。今後もより一層の啓発に努めてまいりたいと考えております。 【男女共同参画課】

⑤業者女性の地位向上のため「所得税法56条」の廃止を国に求めること。

【回答】

所得税法第56条は租税回避防止の観点から、昭和25年度の税制改正において家族を従業員として雇用することによる所得分割を抑制する措置として導入されたものであります。制定から相当の年数が経過していることもあり、地方議会や国に「所得税法第56条の廃止」を求める意見書や請願が提出されています。

平成21年の参議院財政金融委員会において、政府としても前向きに検討しているとの答弁もあったところであり、本市としては、税制改革に対する国の動向を注視していきたいと考えております。 【税制課】

⑥岡山市の女性幹部比率を目標に沿って引き上げること。

【回答】

岡山市の女性幹部比率を計画に沿って引き上げることにつきましては、平成22年度より特定事業主行動計画（後期編）を策定し、管理職員のうちで女性が占める割合を平成26年度までに8%にするという目標を掲げております。性別により固定的な職務分担の観念を払拭し、職域や職務の拡大に向けて努力することにより、この数値目標に向けて努力してまいりたいと考えております。

【給与課】

6. 消費生活センターは、市民ニーズにあった場所に移転すること。体制充実と勤務時間の工夫などをしてサービスを拡充すること。

【回答】

消費生活相談体制につきましては、県が休日の相談体制を整備し、また市としては県が相談を行っていない平日の12時～13時の時間帯に相談を実施するなど、県と市が相互に補完しながら、併せて、市関係部署との連携により、消費生活相談の早期解決を図るための体制を整備しているところです。

【生活安全課】

7. スポーツ振興計画にのっとり、実施計画を策定し、施設整備、環境整備に努めること。既存施設の利用者の声をよく聞き、スポーツの機会確保に努めること。

【回答】

平成24年4月に策定した岡山市スポーツ推進計画にのっとり実施計画の策定に努め、市民ニーズを考慮しながら、既存施設の有効活用や施設の利便性の向上を図りスポーツの機会確保に努めてまいります。【スポーツ振興課】

8. 犯罪被害者支援条例については、補償金の給付金制度を設けること。

【回答】

犯罪被害者等に対する補償金、見舞金等の給付金制度については、総合相談窓口や関係団体等に寄せられる相談の内容や他都市の動向などもふまえ、研究していきたいと考えております。【安全・安心ネットワーク推進室】

9. ニーズをふまえ3人乗り自転車を低額で利用できる制度を研究すること。

【回答】

3人乗り自転車の低額もしくは無料貸し出しサービスを行う自治体も見受けられますが、継続的な貸し出しを行っていくためのランニングコストや保管場所、貸し出し方法など、管理・運用面で課題が多いと聞いております。

また、購入費の助成につきましては、子育て支援として様々な課題がある中、自転車に乗せることができる子どもが6歳未満の子どもであるため、使用できる対象者や使用期間が限られることから、優先度や助成の有効性などを見極めたいうえで、総合的に検討してまいりたいと考えております。【こども企画総務課】

10. 文化振興基本計画に基づき郷土芸能・文化の振興を図ること。

【回答】

「岡山市文化芸術振興ビジョン」(平成24年3月策定)の中の「つなぐ」において、各地域の郷土芸能・伝統行事等について、本市の文化芸術振興の面から、PR等の支援を行っていくこととしており、岡山に暮らす人が地域への愛着を持ちながら、いきいきと暮らせる豊かな文化都市を目指してまいります。

【文化振興課】

11. 市民会館および市民文化ホールの建て替えは、個別の計画を策定すること。その際、市域全体の発展に寄与するよう考慮すること。

【回答】

岡山市市民会館及び市民文化ホールの今後のあり方については、求められる機能や運営のあり方等について、文化団体など幅広い方々からご意見をお聞きする場を設けることとしております。それらのご意見をいただく中で、文化振興はもとより、まちづくり等の視点から、整備方針を検討してまいりたいと考えております。

【文化振興課】

12. 岡山北斎場(仮称)建設にあたっては、地元住民に十分な説明を行うこ

と。

【回答】

岡山市の北西部への整備を検討している新斎場につきましては、地元住民のご理解が得られるよう、丁寧に説明しながら、事業を進めてまいりたいと考えます。 **【生活安全課】**

1 3. 未使用市営墓地の返還にあたっては使用料を還付すること。

【回答】

未使用市営墓地の返還に伴う使用料の還付につきましては、条例に従い処理を進めてまいります。 **【生活安全課】**

1 4. 住宅新築資金貸付事業において本人死亡、連帯保証人死亡の事例については不能欠損処理を検討すること。

【回答】

不納欠損処理につきましては、現在償還を続けている借受人の償還意欲を減退させないように配慮する必要があることや、完納した人との公平性の観点などから慎重に処理する必要があります。今後、回収が著しく困難で状況の改善が見込めない債権につきましては、処理方針等慎重に検討してまいりたいと考えております。 **【人権推進課】**

1 5. 深夜の花火規制条例を検討すること。

【回答】

深夜の花火により、周辺住民が迷惑を受けたり、安全・安心なまちづくりの面から支障が生じる事例が増加するようであれば、今後、関連部局が連携し、現状の花火対策や迷惑行為の実態を把握するとともに、適切な花火の規制について検討していきたいと考えております。 **【環境保全課】**

財政局 関係

1. 家計と中小企業に重い負担を強いる消費税増税を来年4月から実施しないよう国に求めること。市の公共料金に増税分を転嫁しないこと。

【回答】

平成24年8月10日に成立した消費税関連法において、消費税率（地方消費税含む。）は平成26年4月に8%、平成27年10月に10%へと引き上げられることとされ、平成26年4月に8%に引き上げられることについては、平成25年10月1日に閣議決定されております。

逆進性を有する消費税の性格を踏まえ、低所得者対策として、来年4月の消費税率の8%への引上げに当たっては、簡素な給付措置として市町村民税非課税者に1万円又は1万5千円を支給することが閣議決定され、平成27年10月の10%への引上げ時には、食料品等への複数税率の採用等を検討することとされております。 【税制課】

平成26年4月1日から消費税率が8%へ引き上げられることが、平成25年10月1日に閣議決定されたところでありますが、財務省の説明では、消費税は、特定の者に負担が集中せず、国民全体で広く負担するため、社会保障の財源にふさわしいものとされております。下水道局でも他の公共料金に合わせ、下水道料金についても所要の条例改正案を来年の2月議会に上程する予定です。 【下水道局】

消費税増税を来年4月から実施しないよう国に求めることは、水道局が求めるべきことではないと考えます。

また、消費税は、最終消費者に広く公平に負担を求める間接税であり、消費税率が変更になった場合、条例改正等の所要の措置を講じます。 【水道局】

2. 庶民増税ではなく、軍事費にメスを入れ、特に思いやり予算を廃止し、大企業・資産家の減税をやめさせ応分の負担を求めることで財源を確保するよう国に求めること。

【回答】

平成25年度税制改正において、所得税の最高税率が引き上げられ、相続税についても課税ベース及び税率構造について見直しが行われました。

また、来年4月の消費税引上げに当たっては、中小事業者等が消費税の転嫁に支障を来たすことがないように、消費税関連法において、徹底した対策を講ずることとされています。

本市としては、今後も税制改革に対する国の動向を注視していきたいと考えております。 【税制課】

3. 日本共産党以外が受け取っている政党助成金の廃止を国に求めること。

4. 震災復興予算は被災地の復興に最優先で使うこと。又、復興特別法人税の1年前倒し廃止を止めるよう国に求めること。

【回答】

震災復興予算については、目的に応じた適切な執行が必要と考えます。

【財政課】

平成25年10月1日の閣議決定において、「復興特別法人税を廃止する場合は復興財源を補填する」とされ、与党の民間投資活性化等のための税制改正大綱(平成25年10月1日)においては、「復興特別法人税の1年前倒し廃止の検討にあたっては、税収の動向などを見極めて復興特別法人税に代わる復興財源を確保すること」、「復興特別法人税の廃止を確実に賃金上昇につなげられる方策と見通しを確認すること」等を踏まえたうえで12月中に結論を得ることとされています。 **【税制課】**

5. 国と地方の役割分担を明確にした上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止して所要額を税源移譲するよう国に求めること。

【回答】

国庫補助負担金改革については、指定都市市長会及び市の政策提言において、国へ要望しております。今後も、真の分権型社会の実現のため、引き続き国に対して要望していきます。 **【財政課】**

6. 政令市移行に伴う単県事業における県負担の取り扱いを元に戻すよう県に求めること。

【回答】

政令市移行に伴う単県事業における県負担分の取り扱いについては県市協議のうえ、決定しております。今後、県内市町村間で均衡を欠くような県負担分の取り扱いがなされるような場合には、是正を求めています。 **【財政課】**

7. 岡山市北区の本町8番地区及び平和町1番地区に係る固定資産税の超過税率の適応は止めること。

【回答】

「岡山市北区本町8番地区及び岡山市北区平和町1番地区」に係る第1種市街地再開発事業に対する土地、家屋の固定資産税の超過税率については、地方税法第1条第1項第5号及び地方税法第7条並びに岡山市市税条例附則第9条の2の規定に基づいて、限定して適用しているものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。 **【税制課】**

8. 入札制度の改善について

- ①総合評価制度を見直し、評価項目・配点の検証を行い、改善すること。
- ②施工実態の有無を評価し、配点で考慮すること。
- ③一般競争入札の運用にあたっては、地元中小企業・業者の仕事確保の観点から、一定額以下は大企業を排除する逆ランク制度を採用すること。

【回答】

①及び② 総合評価制度は、価格だけで評価するのではなく、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価することで、優れた調達が可能となることから導入したものであり、

本市の建設工事総合評価一般競争入札は、施工実績、配置予定技術者の能力、企業の体制等を評価する特別簡易型を原則としております。施工実績の配点は全体の4割となっておりますが、今後も総合評価制度の主旨を踏まえ、評価項目や配点について、他都市の状況を注視しながら、適切に運用してまいります。

③本市の入札制度においては、建設業者を経営規模や技術力等によりランク付けし、そのランクに応じた金額帯や地域エリアにより入札を行っており、今後も、引き続き地元中小企業・業者に配慮した発注を行ってまいります。

【監理課】

9. 小修繕業者登録制度の対象を50万円未満に拡充し、関係各課に周知をすること。

【回答】

小修繕業者登録制度は、受注内容等から制度の有効性を検証できるよう、今年度から再度2年間の試行を始めました。本市内部に対して、本制度の趣旨を徹底するとともに積極的な制度の活用を要請しているところであり、今後もより一層の周知を図ることで試行の成果を検証できるよう努めているところです。本制度の改正等につきましては、検証後に検討したいと考えております。

【監理課】

10. 岡山市土地開発公社が保有する塩漬け土地については、方針を持って解決すること。市単独事業での新たな土地購入はしないこと。

【回答】

公社保有の長期保有地については、二度にわたる経営健全化計画の実行により、解決を図ってきています。今後も、解決にむけて関係局と協議していきま。なお、新規土地購入については、事業計画が確実なものに限って取得することとしております。

【財産管理課】

11. 税や料金の徴収にあたっては、減免制度の周知や分割納付の相談に応じるなど市民生活の実態に即した徴収を行うこと。徴収業務にあたっては人権侵害とならないよう注意すること。

【回答】

税や料金の徴収に当たっては、期限内納付がない方に対して、督促状や催告書の送付、電話や訪問によって、できるだけ早期に接触して納付を呼びかけております。その際、納付に当たって個別の事情等がある場合には、その状況に応じて分割納付相談に応じたり、減免について区役所での手続き等を案内しております。

しかし、資力がありながら納めない、市からの呼びかけに応じない等の滞納者については、きちんと納めていただいている他の多くの方との公平を図る観点から、法に基づいて差押え等の滞納処分を行っております。

また、人権につきましては、徴収業務においてのみならず、公務に携わる市職員として当然、率先して配慮すべきものであると認識しており、適切な対応を行っているところです。

今後とも一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応をするよう留意していきたいと考えております。 【収納課、料金課】

1 2. 県の滞納整理機構に案件送付をしないこと。

【回答】

悪質滞納者への対応を強化するため、岡山県滞納整理推進機構へ高額悪質な滞納案件を引き継いでおり、機構を活用した滞納整理の推進を図るものです。

【収納課】

1 3. 管理実態のない財産区については全体像を把握すること。平成11年度局長答弁に基づいて早期に公有化を具体化すること。

【回答】

財産区財産の市有財産化にあたっては、市有化し公共の福祉の用に供すべき財産であるかどうかの確認、処分方針についての財産区住民の意向を確認することが不可欠であり、管理実態のない財産区において、どのようにそれらを確認していくか検討を進めているところです。

【財産管理課】

1 4. 区ごとの特徴あるまちづくりを一層進められるよう予算を配分すること。

【回答】

区ごとの特徴ある街づくりについては「区づくり推進事業」により、各区の活性化と区民の調和を図る事業や区民の身近な課題に取り組む自主的な事業に対し、支援を行っております。

また、区の予算につきましては、4区のバランスや均衡ある市域の発展を図るため、現在の仕組みを基本とは考えておりますが、本庁と区役所の役割分担の見直しの中で検討しているところです。

【財政課】

保健福祉局 関係

1. 平和首長会議、日本非核宣言自治体協議会参加都市岡山にふさわしい平和行政をすすめること。

平和で幸せな岡山市を築くため、不断の努力を続けることを誓っている岡山市平和都市宣言の立場を発展させ、非核平和都市宣言とし、核兵器廃絶に向けて行動すること。そのためにも、福島原発事故の教訓に学び、原発ゼロ、核兵器廃絶の立場をあらゆる場面で明確にすること。

【回答】

岡山市は、平和な社会の実現を願って昭和60年6月25日に「平和都市宣言」を行い、その中で、核兵器の廃絶を願い、平和で幸せな岡山市を築くため不断の努力を続けることを誓いました。

今後もこの宣言の趣旨を生かして、様々な平和祈念事業を推進していく中で、平和の尊さを市民に周知するとともに、平和なまちづくりを進めるためにたゆみない努力を続けていきたいと考えております。 **【福祉援護課】**

2. 平和行政を進めること。

①平和行政の担当課を市民局に設置すること。

【回答】

現在、保健福祉局において、平和祈念事業を担当しながら平和行政の一部を担っております。昨年10月より岡山シティミュージアム内に岡山空襲展示室を設け、運営を行っているなかで、これまでのところ所管の違いによる大きな支障はないものと認識しておりますが、今後もよりふさわしいあり方について、関係部署と協議していきたいと考えております。 **【福祉援護課】**

②岡山空襲展示室について

- 1) 現在いる3人の学芸員を正規職員にすること。
- 2) 市民協働で運営できるよう運営委員会の設置、ボランティアガイドなどを組織すること。
- 3) シティミュージアムと一体に企画、管理するため市民局に移管すること。
- 4) 教育現場への活用の啓発とホールなどの利用をシティミュージアムと共有すること。
- 5) 来訪者に分かりやすい案内表示を施設周辺に設置すること。

【回答】

平成24年10月1日にオープンした「岡山空襲展示室」には、現在3名の学芸員を配置しており、戦災資料の収集、整理や展示等に関わっておりますが、雇用形態等については、今後の事務量や施設のあり方、岡山シティミュージアム等本市の他施設との関係や本市全体の人事のあり方等の中で総合的に検討していくものと考えております。

また、「岡山空襲展示室」のこれからの運営・所管などについては、オープンから1年あまりしか経過していないため、引き続き来館者の推移などの状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

この「岡山空襲展示室」の教育現場への活用については、教育委員会のご協力を得て、より一層啓発に努めてまいりたいと思います。なお、岡山シティミュージアムの協力が得られ、先行予約がなければ、岡山シティミュージアムの講義室を利用させていただくことが可能な場合もあると思われま

す。案内表示については、施設の性格上限界はありますが、可能な限りわかりやすい表示となるよう、工夫してまいりたいと考えております。【福祉援護課】

③岡山市平和の日を市民に啓発すること。

【回答】

「平和の日」については、その「宣言」文を主な市有施設に掲出しており、また市のホームページに掲載したり、毎年6月には様々な平和祈念事業とともに「市民のひろば」などにも掲載しておりますが、今後も、引き続き周知啓発に努めていきたいと考えております。【福祉援護課】

④すべての公共施設に平和都市宣言を掲げること。

【回答】

「平和都市宣言」については、その「宣言」文を市民の方が来られる主な市有施設に掲出してあります。施設の性格や構造上、掲出が困難な施設もありますが、引き続き掲出に努めていきたいと考えております。【福祉援護課】

⑤戦争・戦災遺跡を保存、伝承に努めること。マップの作成、説明板の改善、保持、増加をすること。

【回答】

戦災遺跡については、市内の23カ所に被災建築物説明板を設置しておりますが、戦争・戦災遺跡の保存については、所有者の意向を尊重する必要があり、早期に結論を出すことは困難なことであると考えております。

なお、「岡山空襲の記憶」というリーフレットを平成22年度に作成し、好評のため、改訂・増刷しておりますが、その中に上記23カ所の被災建築物説明板の位置の概略図を掲載しております。

また、説明板の修繕等は必要に応じて対応したいと考えておりますが、説明板の改善や新たな説明板の設置については、所有者等との関係で困難な状況にあるのが実状です。

戦災遺跡マップについては、戦災資料を周知する点でも有用であると考えており、今後、被災建築物説明板の位置の概略図の見直しとあわせて、検討をしていきたいと考えております。【福祉援護課】

⑥約2,000人の岡山空襲の戦災死者を追悼するために一人一人の名前を彫った平和の礎を建立することを具体化すること。被災者や専門家などを含め、場所や維持管理などについて整理できる会議を設定すること。

【回答】

岡山市には、戦災死者を慰霊する「岡山市戦災死者供養塔」（中区門田本町三丁目）が昭和30年に建立されており、戦災死者遺族会の方などが中心とな

って、毎年慰霊行事を行っているという歴史があります。

したがって、新たな碑を建立するかどうか、仮に建立するとして、こうした慰霊施設との関係をどのように考えるのか、また、その碑に戦災死者の方々の名前を彫って公開することの是非など様々の課題があり、そうした諸課題を踏まえた市民の皆様の声が一定煮詰まることが、議論の前提になると考えております。
【福祉援護課】

3. 高齢者福祉の充実のために。

①第6期高齢者福祉計画・介護保険計画策定のため公募や関係者を含めた会議は、幅広い意見を集約し、充実した中身にする。

【回答】

第6期介護保険事業計画策定に当たっては、様々な方法で幅広く市民の声をお聞きし、持続可能な介護保険制度に資する計画策定に努めてまいりたいと考えております。
【介護保険課】

⑭通所系サービスの食事代自己負担に対しての低所得者対策をとること。

【回答】

通所系サービスの食事代自己負担については、利用者の負担感への一定の認識を持っておりますが、他の居宅サービス利用者との費用負担の公平性という観点から、軽減対策をとることは困難であると考えております。

【介護保険課】

②国では介護保険改悪にむけ、軽度者の除外や高齢者の負担をふやす主旨で議論されています。岡山市の実態をつかみ、国の動きに反対すること。

【回答】

現在、国の介護保険部会において様々な検討がなされておりますが、本市としても議論の動向を注視しつつ、国に対して保険財政、介護報酬、保険料等について、今後とも長期的に安定した制度運営が行われ、より信頼される制度となるよう要望しております。
【介護保険課】

③引き続き特別養護老人ホームは、建て替えも含め増床に努めること。

【回答】

建替えを含めた増床については、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中で、地域密着型とのバランス等を考慮しながら検討を進めてまいりたいと考えております。
【高齢者福祉課】

④特養設置基準に位置付けられた個室化もしくはプライバシーを保障した、2人部屋に希望する方が入れるよう低所得者対策をとること。

【回答】

特別養護老人ホームに入所する際の居住費について、低所得者に対しては、保険給付の一部として補足的給付を行い利用者負担の軽減を行っているところです。また、社会福祉法人等利用者負担軽減制度を活用して社会福祉法人が生

計困難者に対して居住費等の利用者負担額を軽減した場合、軽減額の一部を社会福祉法人に助成しております。

なお、平成25年4月に施行された特別養護老人ホームに係る基準条例においても本制度の実施を努力義務としており、今後本制度の一層の普及を図ってまいります。
【介護保険課・高齢者福祉課】

- ⑤平成27年度介護保険料金改定の議論開始に向け、実情をしっかりとつかみ、できるだけ上げ幅を低くおさえること。本人の収入を基本とした保険料の減免制度を拡充すること。

【回答】

現在、介護保険料は、本人及び世帯の市民税課税状況等に応じた所得段階別の12段階設定となっております。

低所得者への対策としては、平成24年度から、世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入＋合計所得が80万円を超え120万円以下の人を対象として、基準額に0.7を乗じたものに引き下げた保険料段階を新たに設定し、負担軽減を図っています。

なお、世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入等が80万円を超える場合でも、世帯収入、扶養及び資産が岡山市独自の減免制度条件に該当するときは、申請により最も保険料額が低い第2段階保険料相当額まで軽減しております。

平成27年度介護保険料改定については、国における利用者負担のあり方、低所得者対策、次期介護報酬改定に向けた財源確保などの議論と不可分であり、引き続き今後の制度改正の動向を見守ってまいりたいと考えております。

【介護保険課】

- ⑥保険料の滞納を理由に介護サービスを取り上げることや、利用料の10割負担、入所施設からの追い出しなどは行わないこと。給付制限も設けないよう国に要望すること。

【回答】

保険料滞納者に対する給付制限については、介護保険制度は市民の共同連帯の理念に基づき、被保険者が相互に保険料を負担し合うという社会保険制度であるため、きちんと納めていただいている被保険者との公平性の観点から、一定の保険料の滞納に対して保険給付の制限を行うことは必要であると考えております。

しかしながら、災害その他特別の事情があると認める場合には、給付制限の適用をしないこととしております。
【介護保険課】

- ⑦要介護認定について

- 1) 根本的に合議体を増やすこと。

【回答】

平成24年度の制度改正において、新規申請に係る要介護認定期間の上限が

6カ月から12カ月になったことで、申請件数も落ち着きを見せていますが、今後高齢者の増加に伴う申請件数の増加も見込まれるため、合議体数に関しては、状況を踏まえて検討する必要があると考えております。【介護保険課】

2) 調査員の記述が詳細に書かれているか受付時でチェックできる仕組みをつくること。

【回答】

介護保険の要介護認定にあたっては、まず申請書のみ提出を受け、後日、調査員が申請者のもとへ訪問し調査を行うという流れになっております。訪問調査後に調査員から提出された調査票は、詳細に書かれているか、内容をその都度チェックしております。【介護保険課】

3) 特になん患者の認定に対しては迅速にすること。末期がん患者に特定しないこと。

【回答】

末期がんなどで、心身の状況に応じて迅速に介護サービスの提供が必要となる方の要介護認定の取り扱いについては、できる限り早期に認定調査及び認定審査会の審査を行うなど、早期対応に努めております。【介護保険課】

⑧介護保険の利用限度額撤廃を国に要望すること。

【回答】

限度額撤廃につきましては、介護保険財政へ与える影響が大きな問題であり、慎重に対応してまいりたいと考えますので、ご理解をいただきたいと思います。【介護保険課】

⑨すべての福祉区に介護予防サービスセンターを設置すること。

【回答】

「岡山市ふれあい介護予防センター」は、事務局を中区桑野の岡山ふれあいセンター内に置いておりますが、今年6月には北区ふれあいセンターに「岡山市ふれあい介護予防センター北事務所」を開設し、北区北・北区中央を担当しております。平成26年1月には「南事務所」を南ふれあいセンターに開設予定で、南区南・南区西を担当する予定です。また桑野にある介護予防センターは、全体の統括及び主に中区と東区を担当しております。それぞれの介護予防センターが、各地区に出向き、介護予防に関する教室を開催しております。【高齢者福祉課】

⑩介護従事者が安心して働くために、給与を含めた労働条件が改善されるよう国に強く求めること。障害者就労、外国人就労、自立支援者就労などを受け入れている法人に対して援助制度を拡充すること。

【回答】

介護現場における人材確保と労働環境の改善については、サービスの安定的

な提供と質の維持・向上のためにも不可欠であると認識しており、引き続き国への要望を行っていきたいと考えております。【介護保険課・事業者指導課】

⑪介護現場の離職者を減らすため、平成27年度までの国の処遇改善施策を継続するよう国に求めること。

【回答】

従前の介護職員処遇改善交付金を介護報酬に円滑に移行するために、介護職員処遇改善加算が創設されましたが、事業者の申請及び行政の確認等において双方に膨大な事務負担が発生しております。

介護職員処遇改善加算については、国においても例外的かつ経過的な取り扱いとされ、本市としても介護職員の処遇改善は、加算ではなく基本報酬で評価されることにより実現されるべきものと考えております。今後も国の報酬改定の動向をみながら、必要に応じて要望等を行ってまいります。

【介護保険課・事業者指導課】

⑫サブセンターの集約分室方式の検証をし、機能しているサブセンターは残すように方針転換すること。

【回答】

サブセンターの分室化についてですが、現在、社会福祉法人等へ委託してサブセンターを設置していますが、一人体制であることから、職員の外出時の窓口の不在や介護、保健、医療、福祉などの総合的な相談や虐待などの困難事例に、早急な対応が難しいなどの課題が生じております。

そのため、サブセンターを分室化し、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士からなる専門職員を分室に集約することにより、相談窓口職員が常駐するとともに、総合的な相談や困難事例に対し、チームアプローチを行うとともに、迅速に対応できるよう体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

【高齢者福祉課】

⑬地域包括ケアシステムの24時間地域巡回型訪問サービスを検証し、今後の方向性を明らかにすること。

【回答】

平成24年4月に創設された24時間地域巡回型訪問サービスは、在宅の要介護高齢者の日常生活を支えるために必要な介護・看護サービスを、包括的かつ継続的に提供するものであり、地域包括ケアシステムの仕組みを支える基礎的なサービスとして位置付けられるものです。現在本市では、5事業所が開設されていますが、機会をとらえて市民や事業者へ情報提供や助言を行うことなどにより、事業者数や利用者数を増やしていきたいと考えています。

【介護保険課・事業者指導課】

⑭通所系サービスの食事代自己負担に対しての低所得者対策をとること。

【回答】

通所系サービスの食事代自己負担については、利用者の負担感への一定の認

識を持っておりますが、他の居宅サービス利用者との費用負担の公平性という観点から、軽減対策をとることは困難であると考えております。

【介護保険課】

⑮高齢者虐待への対応システム（相談窓口、緊急一時保護、成年後見制度の運用など）を整備・拡充し市民に啓発すること。

【回答】

「岡山市高齢者虐待防止連絡会」を通じて、保健、福祉、医療、警察などの関係機関と情報共有や連携強化を図るとともに、高齢者虐待防止専門員の配置や、成年後見制度を活用した高齢者虐待の対応を実施しているところではあります。

また、新聞販売の団体や水道メーター検針の委託先事業者との間で、虐待が疑われるなど異変に気付いた場合の情報提供に関する協定の締結など、高齢者に対する見守り活動、高齢者虐待の早期発見などに向けた体制づくりを進めているところではあります。

さらに、特別養護老人ホームのベッドを確保し、緊急の場合に高齢者の入所をスムーズに進めるため、受け入れ体制の強化をしているところではあります。

【高齢者福祉課】

⑯介護者支援金を慰労金にもどし対象者制限をやめ、実態に合わせて支給要件を緩和・改善すること。

【回答】

介護者慰労金については、第5期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定における在宅福祉のあり方の中で検討した結果、常時介護要件を撤廃する一方、所得要件を設け、在宅高齢者介護支援金というかたちで整理したものです。ご理解をお願いします。

【高齢者福祉課】

⑰サロン事業補助を社会福祉協議会だけでなく対象を広げ、増額すること。

【回答】

「サロン」については、社会福祉協議会が行っている事業ではありますが、地域での仲間づくり、高齢者の見守り、介護予防のほか地域包括支援センターが地域で活動する中での1つの拠点と考えております。

地域全体で高齢者を支える体制づくりに向け、「ふれあい・いきいきサロン」と地域包括支援センターをはじめとする岡山市との連携や支援のあり方については、今後、検討してまいりたいと考えております。

【高齢者福祉課】

⑱養成した生活・介護支援サポーターを中心にサロンや地域活動の充実を計画的に行うこと。

【回答】

現在生活・介護支援サポーター養成講座を実施しており、その講座の中で「あっ晴れ！もも太郎体操」の紹介をしております。「あっ晴れ！もも

太郎体操」は、他県の100歳体操をモデルに岡山市ふれあい介護予防センターが介護予防のために作成した体操で、市としてはこの体操をサポートの方を通じて、サロンなど地域活動に生かしていただきたいと考えております。今後ともサポートの方々の協力・協働のもと介護予防等地域活動を実施し充実してまいりたいと思います。 【高齢者福祉課】

⑱小規模多機能型事業所について十分に成り立つ介護報酬制度に改善すること。

【回答】

小規模多機能型居宅介護事業所については、利用率が高くなれば収支差率が良くなる傾向があります。利用者の確保は基本的には事業者の努力で行うものですが、市としても利用者数を確保を支援するために、サービスのPRや居宅介護支援事業所との連携について支援していきたく考えています。

【介護保険課・事業者指導課】

⑳緊急通報システムについては昼間一人になる高齢者世帯にも適用すること。設置時の自己負担を軽減すること。

【回答】

緊急通報システムは、高齢者のみの世帯に属する寝たきりや病弱な方を対象に、貸与（給付）しております。日中の一人暮らし高齢者などの設置要件の緩和については、高齢者の生活実態、見守り体制の状況を勘案しながら、研究してまいりたいと考えております。

【高齢者福祉課】

㉑認知症対応計画オレンジプラン策定にあたっては、関係者の意見をよく聞くこと。予防、啓発をふくめ地域で取り組めるような中身にすること。

【回答】

現在岡山市版認知症オレンジプラン策定のため、有識者の方（それぞれ団体の代表者の方）にご意見をお伺いする「岡山市認知症施策推進検討会」を実施し策定に当たっております。今後第6期の高齢者保健福祉計画に盛り込めるよう、普及啓発も含めた地域で取り組める内容を検討していきたくと思います。

【高齢者福祉課】

㉒寝たきりで常時おむつをしている高齢者の非課税世帯の助成措置を講じること。

【回答】

介護者慰労金の見直しの中でおむつ代に対する助成について他都市の状況を調査、研究してまいりましたが、新しい事業の創設にはなりません。ご理解をお願いします。

【高齢者福祉課】

㉓介護給付事業の住宅改修事業の償還払いをやめ現物給付にすること。

【回答】

介護保険の住宅改修費は、介護保険法上、償還払いとなっております。

【介護保険課】

『特区の事業の具体化で、介護保険利用者の負担が増えたり、サービスができないなどの影響をうまないこと。』

【回答】

岡山市の総合特区は、将来負担の抑制を行うことで利用者の介護保険料などの負担の軽減や高齢者が住みなれた地域が安心して暮らせることができる社会の実現を目指しております。

特区の事業の具体化については、これまで同様「介護保険利用者の負担が増えたり、サービスができないなどの影響」を考慮しつつ推進してまいりたいと考えております。 **【新病院・保健福祉政策推進課】**

4. 後期高齢者医療制度について。

— 国・広域連合へ以下のことを働きかけること —

① 国に対して、後期高齢者医療制度の廃止と高齢者差別をやめるよう求めること。

【回答】

後期高齢者医療制度については、社会保障制度改革国民会議での検討に基づく報告を受け、国において議論されると聞いております。市としましては、国に対して、被保険者の混乱を招かないよう十分に周知・説明したうえで、持続的かつ安定的な制度を確立するよう、また市町村への財政支援措置を行うよう、今後とも働きかけてまいりたいと考えております。 **【医療助成課】**

② 保険料は後期高齢者の生活実態をふまえ、支払い可能な金額とするよう求めること。市として負担軽減措置を講じること。年金天引きをやめるよう国に求めること。

【回答】

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料抑制のために国において引き続き十分な財政措置をすべきであることなどについて、全国市長会などを通じて国に要望しているところであり、本市独自の財政措置は考えておりません。

なお、保険料の年金天引きについては、希望により口座振替での支払に変更できることとなっております。 **【医療助成課】**

③ 岡山市では引き続き資格証明書を発行しないこと。

④ 「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きを簡素化するよう求めること。

⑤ 限度額適応・標準負担額減額認定証の対象者には医療機関窓口提示前に支払った窓口負担金にも適応するよう国に要望すること。

【③、④、⑤一括回答】

国、岡山県後期高齢者医療広域連合に要望してまいりたいと考えております。 **【医療助成課】**

⑥特定健診の制限をやめるよう国に要望し、健診は無料とすること。

【回答】

後期高齢者の健診では、医療サービスの提供機会が確保されているという観点から、長期入院者や血圧を下げる薬を使用している方等が健診の対象外となっております。

また、検診の自己負担については、受診の妨げにならないように、医療費の負担率（自己負担1割）に比べて低い金額で設定しております。【保健管理課】

5. 70歳～74歳の医療費負担を1割に戻すよう国に求めること。

【回答】

70歳～74歳の医療費負担は、法律上2割負担ですが、現在暫定的に1割負担となっております。この特例措置に関しては、社会保障制度改革国民会議の報告書において「世代間の公平を図る観点から止めるべき」とされています。これを受け、「70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱い」に検討を加え、必要な措置を講ずることが、社会保障制度改革推進法の規定に基づく所謂「プログラム法案骨子」に明記されています。

岡山市としては、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

【国保年金課】

6. 国民健康保険について。

①市の政策繰り入れを増やし、保険料を引き下げ、払える保険料にすること。

【回答】

政策繰入は、平成19年度から年々増加の一途を辿っており、平成25年度も29億8千万円を予算計上しております。

高齢化や医療の高度化に伴い年々増え続ける医療費を踏まえれば、国保財政は依然として非常に厳しい状況にあり、政策繰入なくしては赤字からの脱却は実現できなかつたのも確かです。

しかしながら、政策繰入は、被保険者でない一般の納税者への負担転嫁との指摘もあり、一般会計からの政策繰入を際限なく増額できるものではないと考えています。

制度本来の仕組みからすると、料率の改定も含めて検討せざるをえない状況にあると考えており、保険料の引き下げは、困難です。

政策繰入に関しては、毎年度予算編成の過程で、全市的な見地から、政策的かつ総合的に判断しているものであり、国の動向や、社会経済情勢も踏まえて、様々な角度から、持続可能な国保財政基盤を整えられるよう、検討してまいりたいと考えております。**【国保年金課】**

②国庫負担の引き上げを求め、県に全国平均並みの補助金を求めること。

【回答】

岡山市としては、国民皆保険制度を支える国民健康保険制度が安定的で持続的な制度となるよう、市の政策提言、全国市長会・政令指定都市市長会な

どを通じて、財政基盤の強化・財政措置の拡大を国に要望しているところです。

また、県に対しても、財政措置の拡充を要望しております。【国保年金課】

③生活保護を基準とした減免制度を創設し、分割納付の相談に丁寧のすること。

【回答】

国民健康保険料には、国制度の低所得者対策として法定軽減制度があり、所得区分に応じて、応益負担を7割、5割、2割、軽減する措置がとられています。岡山市では、この法定軽減に加えて、国の軽減適用を拡大した4割減免制度を運用しております。

また、平成22年度からは国において非自発的失業者への軽減が制度化されています。現在、国において軽減対象者の拡大が計画されている中で、さらなる減免制度の創設は困難であると考えております。

分割納付の相談につきましては、今後とも一人一人の状況に応じたきめ細かな対応をするよう留意してまいりたいと考えております。

【国保年金課、料金課】

④国保制度は社会保障制度であることを確認し、資格証明書を発行せず、短期保険証の交付をやめること。短期保険証の留め置きをしないこと。

【回答】

医療給付の財源となる保険料を徴収している以上は、その負担の公平性を考慮することが必要です。短期被保険者証（以下「短期証」）も資格証明書（以下「資格証」）も、納付相談の機会を確保することを目的に行っている法定事務であり、その運用自体をやめることはできません。

短期証をお渡しする前に、急な疾病等で被保険者証が必要な場合は、制度上の自己負担割合で受診できる療養給付証明書を各区役所、地域センター等で交付しております。また、納付相談等があれば、直ちに短期証を交付しています。

資格証についても、70歳以上の高齢者や高校生以下の被保険者は交付対象から除外しております。また、資格証交付者であっても疾病等特別事情に該当する場合は、納付相談の申し出をいただければ、短期証を交付するなど、状況に応じた、きめ細かい対応に努めております。【国保年金課】

⑤国保料未納者の実態把握のため、時間外、休日等の納付相談や訪問、面接など細かい対応ができるよう国保年金課職員を増員すること。

【回答】

現在、料金課が国民健康保険料を含む5料金の収納管理、徴収対策を所管しており、正規職員に加えて任期付職員や嘱託員が電話催告・訪問催告・窓口相談等の業務を分担して、納付の呼びかけや相談に応じることをしています。

さらに納付相談がしやすくなるように、休日や夜間の相談日を設けることもしているところです。【料金課】

- ⑥出産手当・傷病手当の導入のための財源試算をすること。
加入者には強制給付とすること。

【回答】

現在、岡山市国保財政は、6年連続で保険料改定を見送っており、29.8億円の一般会計からの基準外繰入を計上している現在の状況にあつては、さらなる保険給付の導入は困難です。 **【国保年金課】**

- ⑦特定健診は通年制として受診率向上を目指すこと。70歳以上は無料にすること。

【回答】

特定健診の受診期間については、医療機関との協議の中で決められるもので、平成22年度から1ヵ月延長を行い、現在の6月～12月で定着しております。

特定健診の受診率向上は、被保険者の健康増進の面から、また、将来の医療費適正化の面からも重要なテーマであり、平成23年度からは、特定健診、がん検診受診率アップをめざして、市広報紙等への掲載、『けんしんガイド』の全戸配布、テレビ、ラジオ等マスコミを通じて制度の周知徹底を図っております。また、関係機関と共同した啓発イベントの開催など、積極的な受診勧奨に努めると共に、検診未受診者に対する個別の受診勧奨も行っており、今後も受診率の一層の向上に努めていきたいと考えております。

70歳以上の方の自己負担については、大変厳しい状況にある本市の国保財政において、応分の負担をお願いしているものであります。なお、自己負担額が受診の妨げにならないよう、医療費の負担率（1割）よりも低い額としております。 **【国保年金課】**

- ⑧国保の広域化に反対すること。

【回答】

社会保障制度改革国民会議の報告において、国民健康保険の保険者の都道府県移行は「次期医療計画の策定前に実現すべき」とされています。

全国市長会は、「すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、都道府県を保険者とする国民健康保険制度の再編・統合等を行う」よう要望しており、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。 **【国保年金課】**

- ⑨2010年の厚労省通知に基づく一部負担金減免制度を基準に市の基準を改正すること。

【回答】

平成25年8月から生活保護基準が引き下げられましたが、引き続き改定前の保護基準で適否を判定するよう規程を改正いたしました。なお、減免基準につきましては、国から示されている基準や他都市の状況を参考にして、取扱いを変更した場合の財政面での影響範囲を勘案しつつ検討しております。 **【国保年金課】**

- ⑩緊急入院した場合、保険料の滞納があっても限度額認定証を発行すること、

もしくは現行の高額医療費貸付金の基準を緩和すること。

【回答】

限度額適用認定証の交付にあたっては、保険料をきちんと納めていただいている他の多くの方との公平を図る観点から、保険料を滞納していない世帯であることを確認することとしております。(国民健康保険法施行規則により規定)

限度額認定証が交付できない世帯については、基準に該当すれば、高額療養費の貸付金を申請していただけますが、貸付金については、その財源を保険料から充てている以上、現行の基準を緩和するのは、極めて困難であると考えています。 **【国保年金課】**

⑪無料低額診療制度を市民に広く知らせること。実施事業所への補助を行うこと。薬代も無料低額制度の対象とすること。

【回答】

この事業が低所得者等に必要な医療を確保するうえで一定の役割を果たしていると認識しています。市民に広く知らせることについては、その方法等について検討をしています。

国において、この制度の見直しを検討中とのことであるため、その検討結果を待つ、今後、慎重に対応を図って参りたいと考えております。 **【福祉援護課】**

⑫国保運営協議会委員の公募枠を作ること。被保険者の代表を入れること。

【回答】

国民健康保険運営協議会は、法定の市町村必置機関であり、その委員は「被保険者代表」「保険医または保険薬剤師代表」「公益代表」の三者同数で構成するとされており、退職者医療制度の関係から「被用者保険等被保険者」の委員も加えることができるとされています。

本市におきましても、それぞれ各分野を代表される方々、24名の委員の方々にご就任いただき、広く様々な立場から貴重なご意見を頂戴しているところです。

被保険者代表につきましては、公平性や公益性を考慮し、各種団体からの推薦、紹介をいただき選任していますので、公募をする予定はありません。

【国保年金課】

⑬減免の運用改訂については窓口での相談は料金課まかせにせず、国保年金課も対応し、親切な対応をすること。

【回答】

減免相談については、各区役所窓口等で対応しております。料金課、国保年金課とも連携し、事情に応じたきめ細かな対応をしていくよう心がけております。 **【国保年金課】**

⑭命にかかわる生活保護基準以下でくらす方の差し押さえはやめること。

【回答】

文書催告だけでなく、電話や訪問等により再三にわたり納付勧奨を行い、納

付相談を呼びかけていますが、何の連絡もない方、納付約束をまもっていただけない方については、できるだけ滞納が累積化する前に財産調査を行い、資産・資力のある方については滞納処分を行うこととしております。 【料金課】

7. 児童福祉を充実すること。

①子どもの虐待が多発する複雑な社会情勢を鑑み、児童福祉司、児童心理司、保健師などを抜本的に増員すること。また福祉事務所に正規の職員の配置を行い、虐待ケースの迅速な対応ができる仕組みをより強めること。

【回答】

近年核家族化、地域社会のつながりの希薄化により、子ども虐待は全国的にも増加傾向にあり、複雑多岐な課題を抱える事例が増える中、岡山市では身近な相談機関として市内6ヶ所の福祉事務所に設置した地域こども相談センターと、高い専門性に基づいた支援を行うこども総合相談所が、それぞれの役割を果たし連携をとりながら対応をしております。

こども総合相談所には、児童福祉法施行令に定める配置基準を満たす児童福祉司を配置するほか、児童心理司、保健師、医師等を配置していますが、今後とも適正な人員配置に努めるとともに、研修への参加等を通して専門性の向上を図っていきます。

地域こども相談センターについても、相談体制の強化が必要と考え正規職員の複数体制の実現や研修の充実に努めてきたところです。今後も引き続き、適切な職員配置、職員の資質向上に努めていきます。

【こども総合相談所、こども福祉課】

②虐待死亡事件の分析結果を関係者、関係団体に徹底し、再発防止を図ること。

【回答】

一昨年発生しました2件の児童虐待による死亡事例につきましては、岡山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会において検証を重ねて報告書を作成し、関係機関に送付したところです。

また、それぞれの検証報告の提言を受け、組織体制や支援のあり方、関係機関との連携等を見直し、再発防止策の強化に努めるとともに、広く市民が児童虐待防止に関心を持ち早期発見、未然防止に取り組むことが重要と考え、市民に向けての研修にも努めております。

今後も地域、学校をはじめ、関係機関への周知と連携を図り、児童虐待の発生予防・早期発見とともに児童虐待対応力のより一層の向上に努めていきたいと考えております。 【こども企画総務課、こども福祉課、こども総合相談所】

③老朽化した善隣館の建て替え計画を立てること。

【回答】

施設の整備につきましては、耐震化の方針も含めて総合的に検討していきたいと考えております。 【こども福祉課】

④児童自立支援ホームへの補助を継続すること。社会的養護施設を出てからの電話相談、生活相談など体制を整えること。

【回答】

現在、市内に3か所設置されている「自立援助ホーム」に対して、安心こども基金を活用した環境改善事業補助、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金を活用した職員研修事業補助を行っております。

「自立援助ホーム」の運営は、児童福祉法に基づく措置費を主な財源としていますが、平成24年度からは建物の賃借に係る実費も対象となるなど、社会的養護の充実が進められているところであり、今後も国の動向を踏まえ、必要に応じて社会的養護の総合的な推進を検討していきたいと考えております。

また、自立援助ホームや児童養護施設でも施設退所後のアフターケアをすることが位置づけられていますが、18歳に達した以降は、現実的には退所者の状況まで把握して十分な支援につなげることは難しいため、今後、これらの支援策につきましても、国や他都市の動向、地域のニーズ等を見極めながら検討していきたいと考えております。

【こども企画総務課】

⑤里親制度の拡充をすること。

【回答】

社会的養護のうち家庭養護の担い手である里親制度の推進が求められる中、児童虐待防止月間行事と連携し里親制度の普及啓発を行うほか、里親宅の環境改善事業等の活用や研修事業、相互交流事業等の実施などを通して、里親制度の拡充を図っています。

また、平成26年度開催予定の全国里親大会（おかやま大会）に向け、県・市里親会、岡山県等と連携を図りながら、制度拡充に取り組んでいるところです。

今後も、里親会や児童福祉施設等とも連携を図り、個々の児童にとってよりふさわしい生活の保障に配慮しながら、家庭的養護の推進に取り組んでまいりたいと考えています。

【こども総合相談所】

8. 弱者が対象となる貧困ビジネス等の実態を把握し、情報公開を含め市として適正な対応をとること。

【回答】

現在のところ、本市において、いわゆる貧困ビジネスと言えるものの存在を確認できていません。仮に疑わしいものがあれば実態の把握に努め、適切な対応をとりたいと考えています。

【生活保護・自立支援課】

9. 県下最低レベルのこどもの医療費無料化制度を通院も中学校卒業まで拡充すること。子どもの医療費無料化を国として制度化するよう求めること。県の補助を元に戻すよう求めること。

【回答】

岡山市の子ども医療費助成制度は、就学前の乳幼児の通院と入院医療費を無料にしておりましたが、平成22年6月から小・中学生の入院医療費についても償還給付の方法で助成対象とし、平成23年4月からは、県内医療機関の窓口で

無料となるよう、現物給付としております。

今後の医療費助成制度の拡大については、どの程度の費用がかかってくるのか、またそれによってどういう影響が出てくるのか、色々なことを考えて、どう対処していくのかを決めていきたいと思っております。

また、子どもの医療費無料化制度については、全国市長会を通じ要望しているところであり、本年8月には、岡山市からも独自に国による制度創設を要望しております。

県からの補助金については、岡山市が政令市に移行するときに県と協議し「3年間の経過措置を講じることとし、現行の補助率から、移行後、毎年その4分の1ずつ均等に引き下げる。」と取り決め、平成24年度から廃止されたものであります。
【医療助成課】

10. 市としても不妊治療の補助制度を創設すること。

【回答】

特定不妊治療を実施された方に対し、国の基準に合わせ、1回15万円（ただし、凍結胚移植及び卵が得られないため治療中止の場合、7万5千円）を上限に、初年度は3回、以降年度内2回、通算10回の助成を実施しております。

【保健管理課】

11. 「健康市民おかやま21」の推進をはかること。

①自殺対策基本法をふまえ、自殺予防対策を強化すること。窓口職員にゲートキーパーの役割も担えるような研修を充実させ窓口職員を拡充すること。

【回答】

自殺予防対策として、救急等の関係機関との連携を強化し、保健師や専門医、精神保健福祉士などが相談やカウンセリングに応じるとともに、保健所やこころの健康センターにおいて、関係部署の職員に対して正しい知識の普及啓発、人材育成等に努めているところです。
【保健管理課】

②新型うつを含め、うつ病対策の市民啓発を強めること。

【回答】

現在、保健所・保健センター等において、うつ病をテーマにした健康教育や講演会を実施し、うつ病に関する正しい知識の普及に努めております。

【保健管理課】

③歯と口腔の健康づくり条例に基づき、歯周病検診を取り組むなど、歯周病予防対策を推進する計画を策定すること。歯科の妊産婦健診を実施すること。県が計画に位置付けたフッ素洗口実施を市としても計画に位置付け、実施学校をふやすこと。

【回答】

歯周病予防対策、妊産婦に対する歯科健診、フッ化物の応用といった施策については、条例に定められた「岡山市歯科保健基本計画」を策定する中で、協議会のご意見を聞きながら、検討してまいりたいと考えております。

【保健管理課】

④市内の禁煙外来に取り組む病院情報を提供すること。市役所敷地内の禁煙を徹底すること。

【回答】

禁煙外来、禁煙クリニック一覧に関する情報については、健康情報コーナーや市のホームページにおいて、情報提供を行っております。

(参考)

http://www.city.okayama.jp/hofuku/kenkoudukuri/kenkoudukuri_00021.html

【保健管理課】

本市においては、受動喫煙を防止するため、原則として建物内禁煙を実施しています。

ただし、本庁舎1階の建物内喫煙コーナーは、来庁される市民の喫煙者のご意見にも配慮して設置しています。本庁舎のようにすでに完全分煙ができている施設については当面喫煙室を残し、建物内に完全分煙できる施設がない場合は、屋外に喫煙場所を設置しています。

ご提言のとおり、全国的な受動喫煙防止対策の強化への流れのなか、敷地内禁煙も選択肢の一つですが、激変緩和も必要なことから、今後は、健康増進法の趣旨を踏まえつつ、国や他の自治体の動向にも目を向けながら、時代に即した禁煙対策を心がけたいと考えております。

【給与課】

⑤HIV 感染予防のための啓発、研修を充実させること。感染者のバックアップ体制をつくること。

【回答】

HIV 感染予防のため、地域住民、学校、企業を対象に、「エイズ・性感染症・性教育出前講座」開催するとともに、大学等の学園祭を利用した若年層への取組も行っております。

また、必要に応じて、エイズ治療拠点病院、福祉事務所、カウンセラー、NPO等と連携し、感染者の治療や生活を支援したいと考えております。

【保健管理課】

1 2. がん対策推進条例の策定を受け、総合的にがん対策を推進すること。

①がん施策推進プランをつくること。特にプランの中でがんサロンの支援とがん教育を位置づけること。

【回答】

がん対策については、「岡山市がん対策推進委員会」において、幅広い立場の委員にご意見を聞いているところです。「がん施策推進プラン」や「がんサロン」、「がん教育」についても、委員会の中での意見を踏まえ、必要性について検討したいと考えております。

【保健管理課】

②早期発見・早期治療のため、がん健診率を国目標の50%に上げること。特に女性のがん健診率を引き上げること。

【回答】

受診率向上のため、医療機関の一覧を掲載した「けんしんガイド」の全戸配布、企業グループと連携した啓発イベントの開催、企業向け出前講座の実施などに取り組んでおります。今後も地域団体や医師会等の関係団体と連携・協力しながら、特に若年層の受診率が低い女性特有のがんを含む検診の受診率向上に努めていきたいと考えております。 **【保健管理課】**

③緩和ケアの周知と実施機関をふやすよう取り組むこと。

【回答】

緩和ケアについては、ホームページや健康教育を通じて、理解を深めていただくとともに、県及びがん診療連携協議会等と連携し、実施機関の充実に努めていきたいと考えております。 **【保健管理課】**

④相談支援センターの周知をおこない、市民の活用をしやすくすること。

【回答】

がん患者会、がん相談支援センター等を掲載した「がん相談窓口紹介カード」の配布をはじめとして、ホームページで「岡山がんサポート情報」を紹介するなど、がんに関する情報の提供に努めているところです。 **【保健管理課】**

⑤がん対策予算を増やし、患者の経済的負担の軽減（リンパ浮腫患者の弾性衣料など）のしくみをつくるなど医療制度改善を国に求めること。

【回答】

岡山市では、岡山市がん対策推進条例を制定し、がん対策を推進しておりますが、治療の保険適用や療養費の取扱い等については厚生労働省中央社会保険医療協議会の中で評価検討等が行われており、これら国の動向を今後も注視してまいりたいと考えております。 **【国保年金課、保健管理課】**

⑥末期の診断に関わらずがん患者の在宅介護支援を拡充すること。

【回答】

40歳以上の人は、要件を満たせば介護保険を利用することにより在宅支援を受けることができます。今後も、住み慣れた地域で安心して介護が受けられるよう研究していきたいと考えます。 **【介護保険課】**

13. 障害者福祉の充実をはかること。

①障害者自立支援法の応益負担の撤回を国に求め、国と訴訟団・支援団体で結ばれた基本合意文書に沿って新しい福祉法をつくるよう国に求めること。

【回答】

平成25年4月施行の障害者総合支援法については、平成26年4月施行分として、障害者支援区分の創設、共同生活介護の共同生活援助への一元化等が予定されていますので、利用者にとって簡素で分かりやすく安定的な制度とするよう、国に要望しているところです。

また、同法では、障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途

として検討するとされており、本市としては、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。 【障害福祉課】

②全国でも最悪の重度障害者医療費の負担軽減を県に求めること。

【回答】

心身障害者医療費助成制度の負担軽減については、岡山県市長会を通じ、引き続き県に要望しているところです。

また、本市では対象者の負担軽減を考え、平成24年7月より、一部負担金の月額上限額について、時限措置により半額にしている低所得Ⅰ・Ⅱの外来の軽減を恒久措置とし、その他の所得区分についても半額とする制度改正を行ったところであります。 【医療助成課】

③精神医療の自己負担への助成制度をもうけること。特に低所得者への助成制度をもうけること。

④更生医療・育成医療の自己負担への助成制度をもうけること。在宅酸素療法患者の医療費助成について検討すること。

【③④一括回答】

精神医療、更生医療及び育成医療の自己負担については、障害者総合支援法により原則1割負担となっております。

また、負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1か月当たりの負担限度額が設定されるとともに、高額な治療を長期にわたり継続しなければならない方について軽減措置も設けられているところであり、新たな助成制度については、考えておりません。

なお、在宅酸素療法患者の医療費については、身体障害者手帳1・2・3級所持者及び重度の知的障害者の方は、心身障害者医療費助成制度（所得制限があります）の対象となる場合もありますので、ご理解をお願いします。

【障害福祉課、保健管理課、医療助成課】

⑤日中一時支援事業を拡充すること。18歳以上も対象とすること。

【回答】

日中一時支援については、介護者が就労している就学中の障害児については1月あたり23日、それ以外で介護保険の対象にならない障害者及び障害児については1月あたり8日を限度としてサービスを提供しています。サービスの拡大については、困難と考えています。 【障害福祉課】

⑥グループホーム制度を推進すること。地域生活へ移行する観点から精神障害者のグループホームを確保すること。

【回答】

グループホームについては、引き続き整備が必要であることから、今後、地域移行施策を進めて行く中で、計画相談事業者や地域定着支援事業者などと連携するとともに、設置に向けた事業者への働きかけを行っていきたいと考えております。 【保健管理課】

⑦福祉タクシー制度を利用しやすくするために市独自の助成制度を拡充させること。助成の基準を本人所得に改めること。

【回答】

福祉タクシー事業については、平成20年度までは国県の地域生活支援事業費補助金の対象でしたが、21年度からは対象外経費とみなされ市単独事業となっている状況であり、助成の拡大については困難と考えています。

【障害福祉課】

⑧補助器具センター、補助器具リサイクルセンターを創ること。

【回答】

他都市の補助器具センターの状況や、岡山市社会福祉協議会や民間事業者の福祉機器・介護用品レンタル業務なども参考にしながら、今後研究したいと考えております。

【障害福祉課】

⑨障害者雇用を促進させること。市として精神障害者の雇用を促進させること。そのために条例を制定すること。

【回答】

精神障害者を含む障害者の雇用促進については、就労移行支援事業、就労継続支援事業、岡山市障害児仕事体験活動事業等の充実を図るとともに、障害者に対する職業相談・職業紹介等を行う公共職業安定所、職業評価・職業指導等を行う障害者職業センター、就業支援と生活支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を一層強化すること等により、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

【障害福祉課、保健管理課】

⑩保健・予防対策及び精神障害者の対応等をすすめるために、保健師を増やし体制を確保すること。

【回答】

保健師は健康増進、母子保健、精神保健、感染症を含む総合保健事業を担っており、市民の健康維持のため重要な役割を果たしております。

平成25年度には12人の保健師を採用しておりますが、今後とも継続的な採用について、関係部局と協議していきたいと考えております。【保健管理課】

⑪障害者自立支援法のサービスを受けている方が、65歳で介護保険制度に強制的に移行させるのをやめること。

【回答】

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、障害者総合支援法の規定により、介護保険の給付が優先されますので、障害福祉サービスから介護保険サービスにかかわることになります。

ただし、障害者の方で、必要なサービスの支給量が介護保険サービスのみによって確保できない場合等、特別な事情がある場合は、介護保険サービスに上乗せして障害福祉サービスが支給されます。

【障害福祉課】

1 4. 生活保護行政の充実をはかること。

- ①生活保護行政は、憲法の理念・条項をふまえ、人権侵害とならないようにすること。老齢加算を元に戻すよう国に求めること。扶助額の減額や控除の廃止など生活保護基準を元に戻し引き上げるよう国に求めること。

【回答】

生活保護行政における制度運営は、市民の信頼に応えるものでなければならぬと考えております。

生活保護基準につきましては、社会保障全体の中で国が設定するものであり、今後、様々な機会をとらえて他の政令市と意見交換していきたいと考えます。

【生活保護・自立支援課】

- ②福祉事務所のケースワーカーを増員し、担当数を1人80ケース以下とすること。増える生活保護申請者と受給者に対して自立に向けて万全の体制をとること。申請者に対する接遇の改善、窓口対応を改善すること。

【回答】

生活保護世帯の増加が続くなか、ケースワーカーの配置につきましては、平成25年度当初の人事異動により3名の増員を行い、さらに福祉事務所には就労支援相談員、年金調査専門員、生活支援相談員等を配置し、ケースワーカーの事務負担を軽減すると同時に、被保護者の自立に向けたサポートを行っています。

また、北区中央福祉事務所、南区南福祉事務所には「福祉ジョブ・サポート・スペース」を設置するなど、被保護者の求職活動を支援する体制を充実したところです。

今後も、引き続き適正な職員数の確保に努めてまいります。

【生活保護・自立支援課】

- ③住宅扶助の限度額を実情に合わせて引き上げること。

【回答】

限度額は国において定められるものですが、今後、必要に応じ全国の政令市等と意見交換してまいりたいと考えております。 【生活保護・自立支援課】

- ④異常気象への対応として夏季加算・冬季加算を検討すること。

【回答】

生活保護の夏季加算については、国に設置されている生活保護基準部会の議論の動向を注視してまいりたいと考えております。(平成22年9月の参議院厚生労働委員会において、厚生労働大臣が「夏季加算について検討すべき」と答弁している。) 【生活保護・自立支援課】

- ⑤生活保護申請時に医療機関利用の対応を徹底すること。

【回答】

新規申請時の医療扶助については、病状、受診予定等を聞き取る中で、より

具体的な説明を行うようにしてまいります。 【生活保護・自立支援課】

⑥受給者の親兄弟が死亡などの場合、移送費の支給が可能なことを知らせること。

【回答】

親族の葬儀等への参加のための移送費については、一定の要件はありますが、支給できるので受給者からの相談があれば、適切に対応してまいります。

【生活保護・自立支援課】

⑦車の資産活用については、世帯状況・仕事の条件などを考慮して対応すること。

【回答】

車の保有については、世帯や仕事の状況などを十分把握し、要件に該当するか否か慎重に検討のうえ、対応してまいります。 【生活保護・自立支援課】

15. ホームレス対策予算を増やし、対応を強化すること。生活困窮者支援は、きめ細かい対応ができるよう実績・実態を勘案して事業主体を選定すること。

【回答】

ホームレス対策事業に関しては、平成24年度にシェルターの定員を12名に増員して拡充を図っており、平成25年度もその状態を継続しております。

今後も、経済・社会動向を見ながら、年末年始の時期も含めて、適切な対応を図っていきたいと考えております。 【福祉援護課】

生活困窮者自立促進支援モデル事業の委託先につきましては、各種福祉制度についての知見や相談実績などを十分有し、関係機関や社会福祉法人、NPOを含め地域と連携して事業を実施することができる能力を有する事業者であることが望ましいと考えております。

委託先の選定につきましては、事業者としての福祉・生活相談等の実績、また、事業従事者である個々の相談支援員の経験や資格等を勘案し、行ってまいります。 【生活保護・自立支援課】

16. 動物愛護法に基づく啓発を行い、適正な動物愛護行政を進めること。ドッグランをつくること。地域猫活動への助成条件を緩和し、助成の拡大と普及・啓発に努めること。

【回答】

動物愛護精神の普及については、ホームページや広報紙等を活用するとともに、動物愛護フェスティバル等の機会を利用して、引き続き啓発活動に努めていきます。

ドッグランの設置については、民業圧迫への配慮や犬相互の感染症の問題、排泄物の管理等、種々の課題があるため、公営・民営施設の利用状況や市民ニーズを注視していきたいと考えております。

地域猫活動に対する支援等については、平成24年度から平成26年度までの3

カ年で所有者のいない猫対策モデル事業を行っています。引き続き、本事業の普及啓発を実施するとともに、事業終了後には、成果を検証し、事業規模や指定制度のあり方など、効果的な対策を研究していきたいと考えております。

【保健管理課】

17. 政令市市長会が求めている最低保障年金制度を創設するよう国に求めること。無年金者が生じないように啓発に努めるとともに、市として相談体制を引き続き堅持すること。

【回答】

年金確保支援法による納付可能期間の延長や、年金機能強化法による受給資格期間の短縮、年金生活者支援給付金法による低所得者への福祉的な給付措置等、将来の無年金者及び低額年金受給者の発生を防止するための国の施策が講じられています。

市としても窓口等での相談については引き続き対応していきます。

【国保年金課】

18. 放射性物質の人体への影響について、市民への情報提供を充実すること。

【回答】

放射性物質に関する知識については、ホームページにおいて、厚生労働省の他、消費者庁のQ&A等にもリンクさせ、正しい知識の情報提供に努めております。

今後も、パンフレット等を活用し、さらに分かりやすい情報提供を心がけていきたいと考えております。

【保健管理課】

19. 環境中の放射性物質について測定し、数値を市民に公表すること。

【回答】

岡山県環境保健センターにおいて、岡山市内の空間放射線量については毎日、水道水や大気中の粉塵等の放射性物質については毎月又は3ヶ月毎に測定されています。また、市内2箇所の海水浴場での海水に含まれる放射性物質については、年1回開場前に本市は測定しております。測定結果は、環境省、岡山県及び本市のホームページで公表しております。

【環境保全課】

20. 放射線測定装置を市民に貸し出しできるようにすること。

【回答】

当市が保有する放射線測定器は、農産物等の汚染状況を測定することを目的とした機器であります。測定にあたっては、自然界に存在する放射線の影響を大きく受け、測定方法や環境由来の放射線の影響評価等、専門的な知識や技術が必要とされるため、市民への貸し出しは考えておりません。

【保健管理課】

岡山っ子育て局 関係

1. 保育行政の充実について。

①就学前教育・保育の在り方について

- 1) 常時900人前後いる保留児解消のために受け入れ増は認可保育園を原則とすること。
- 2) 市立園の幼保一体化こども園の推進を一律には行わないこと。
- 3) 市立幼稚園・保育園の民営化を行わないこと。
- 4) 営利企業の参入をさせないこと。

【一括回答】

本市では、「岡山市の就学前教育・保育の在り方について」を基本に、保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子どもたちに等しく教育・保育を提供するという国の方向性を踏まえて、保留児童の解消と幼保一体化に取り組むこととしています。

今後、子ども・子育て支援新制度の施行に向け、岡山市子ども・子育て会議において、教育・保育事業者、保護者、労使関係者、学識経験者など、子ども・子育て関係者からご意見を伺いながら、地域ごとの教育・保育ニーズを踏まえた施設・事業の利用定員の設定をはじめとする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしております。

こうした中、現在、民間活力を活かして保留児童の縮減につながる認可保育園の新設に取り組んでいるところであり、幼稚園余裕教室の活用や、公立施設の民営化などについても検討することとしています。

なお、子ども・子育て支援新制度では、保育の需要が充足されていない場合は、施設の設置主体を問わず認可することとされていますが、本市が幼保一体化施設として想定している幼保連携型認定こども園の設置は、国、自治体、学校法人、及び社会福祉法人に限られています。 **【こども園推進課】**

②幼保一体化こども園試行について

- 1) 市立幼保一体化こども園の対象地域に検討委員会をたちあげ地元のニーズ、保護者の要望をできるだけ受け入れ、納得を得ること。

【回答】

幼保一体化に向けた試行的な取組については、保護者等関係者に説明を行っているところであり、今後ご理解が深まるよう努めてまいります。

【こども園推進課】

- 2) 平成26年4月試行にこだわらず、環境が整わないかぎり始めないこと。

【回答】

保護者や園職員の意見を踏まえて、施設改修の完了までは現状のとおり保育室を使用することとし、平成26年度は、認定こども園を目指したスムーズな移行のための準備を行ってまいります。**【こども園推進課、保育園・幼稚園課】**

3) 岡南のように老朽化の建物については建て替えも含め検討すること。

【回答】

市立幼稚園・保育園の老朽化への対応については、市全体の施設整備を検討する中で考えてまいります。 【こども園推進課】

4) 降園時間などソフト面も調整すること。

【回答】

平成26年度の降園時間は現行制度のまま変わることはありません。幼保連携型認定こども園における降園時間を含む子どもの生活の流れにつきましては、保護者の意見も踏まえた上で、子どもの生活を第一に考えながら、現場の職員と協議し、調整したうえで決定してまいります。 【保育園・幼稚園課】

③待機児解消加速化プラン事業項目の活用を他にも検討すること。抜本的な保育士不足を解消するためにこのプランを利用し保育士センターをつくること。

【回答】

保留児童の解消に向けた有利な財源として、国の待機児童解消加速化プランを活用してまいりたいと考えております。

保育士・保育所支援センターについては、設置の是非について検討しているところであります。 【こども園推進課、保育園・幼稚園課】

④市としての基準策定に当たっては現状を下回ることがないようにし、さらに水準を上げること。公私格差が生じないよう予算措置をすること。

【回答】

今後、国の動向を見据えながら、認定こども園等の適切な運営が行われるよう、引き続き、検討課題としてまいりたいと考えております。【こども園推進課】

⑤幼稚園での三歳児教育・預かり保育を早急に増やすこと。ニーズの多い幼稚園では定員枠を増やすこと。

【回答】

三歳児教育実施園・預かり保育の実施につきましては、策定を予定している施設配置計画に基づき設置する、幼保連携型認定こども園において実施してまいりたいと考えております。 【保育園・幼稚園課】

⑥給食の直営自園調理を守ること。民間委託をしないこと。

【回答】

食育の観点や、アレルギー対応も増えていることなどから、公立保育園においては自園調理を基本としながらよりよい食事の提供方法について検討してまいりたいと考えています。 【保育園・幼稚園課】

⑦入園「待機児（保留児）」の実態は居住地ニーズだけでなく勤務地ニーズもふまえて、保育提供区域のサービス量を拡充した保育計画を作成すること。産休明

け・育休中・延長・一時及び特別措置などの多面的な保育要求にこたえること。

【回答】

保育園の整備については、各地域の人口及び就学前児童数の動向や、保育ニーズを把握した上で進めてまいりたいと考えています。

【こども園推進課、保育園・幼稚園課】

⑧待機児童（保留児）の抜本的解決を図るため「安心こども基金」を同様な保育所整備のための補助制度を恒久的なものとするよう国に求めること。

【回答】

保育所整備に要する財源については、大都市児童福祉主管課長会議等を通じて、税財源の移譲、安心こども基金の継続及び新たな特別措置の創設等について、国に要望しており、引き続き、必要に応じて求めてまいりたいと考えております。

【こども園推進課、保育園・幼稚園課】

⑨全ての保育園に看護師を配置すること

【回答】

乳児の多い保育園にあっては、看護師等の専門性を活かした対応が必要なことから、引き続き配置園の拡大に努めてまいりたいと考えております。

【保育園・幼稚園課】

⑩市立保育園の保育士確保は正規職員比率をせめて70%に引き上げること。臨時保育士の待遇改善をすること。

【回答】

保育内容の充実と円滑な園運営のため、適正な保育士の配置など良質な保育環境確保に引き続き努めてまいりたいと考えています。**【保育園・幼稚園課】**

⑪私立保育園の委託契約を明確にし、人件費補助の増額をすること。国に対して保育運営費の基準を引き上げることを求めること。家庭支援推進担当保育士を配置すること。

【回答】

私立保育園の人件費につきましては、今年度から保育士等処遇改善臨時特例事業により補助金の増額を図っております。また、家庭支援担当保育士の配置につきましては、要支援児童の割合が特に高い公立保育園に限り実施しております。**【保育園・幼稚園課】**

⑫無認可保育園（病院内保育園を含む）への補助金を増額すること。

【回答】

市長が保育を委託し費用を支出している認可保育所と、利用者と施設との間で直接契約がなされる認可外保育施設とでは元来性質が異なりますが、認可外保育施設が子育て支援において認可保育所を補完する役割を果たしていることから、一定の条件を満たす場合には、児童の処遇に要する経費の一部を補助し

ておりますので現状でご理解願いたい。

【保育園・幼稚園課】

⑬病児・病後児保育を区ごとに増設できるように補助金を増やすこと。

【回答】

病児・病後児保育につきましては、今年度より新たに開設にかかる費用の一部を補助することとしております。現在のところ実施施設がない地区につきましては、引き続き施設の増設に努めたいと考えています。

【保育園・幼稚園課】

⑭発達障害などのある子どもたちへの支援を充実すること。どの園でも受け入れられるように充実すること。

⑮障害児においては、子どもの発達保障の立場から親の就労状況に関わらず、主治医などの証明により受け入れること。

【⑭⑮一括回答】

保育に欠ける障害児につきましては、集団保育が可能な限りできるだけ受け入れております。今後とも、障害児保育の需要に対応していくために、保育環境整備に努力してまいりたいと考えております。

【保育園・幼稚園課】

⑯機能する子育て支援センターを中学校区に1つ設置すること

【回答】

岡山市では、従来から保育園、幼稚園、公民館、地域の子育て団体がそれぞれに特徴ある活動を展開しているという、子育て支援の実施状況があり、それぞれの活動の充実や市民への周知に努めてまいりました。なお子ども・子育て支援法にある地域子ども・子育て支援事業としての地域子育て支援拠点事業については、今後子ども・子育て支援事業計画策定の中で検討を行ってまいります。

【こども企画総務課】

⑰同時入所でも第3子以降の保育料は無料にすること。多子世帯においては、入園順序に関わらず、不公平にならないようにすること。

【回答】

保育料につきましては、国基準よりも低額に設定しており、近隣の市町村と比べても高額となっております。平成15年10月から、第3子以降の児童の保育料の無料化を実施しておりますが、従来からの保育所入所児童に加え、平成19年4月から新たに同一世帯から保育所のほかに、幼稚園や認定こども園に入園している児童を、平成20年4月から同時に一部の児童福祉施設等に通所している児童を算定対象に加え、2人目以降の保育料を軽減しております。

【保育園・幼稚園課】

⑱保育料の値上げをしないこと。

【回答】

今後とも、適正な保育料の設定に努めてまいりたいと考えております。

【保育園・幼稚園課】

2. 学童保育を充実するために。

①条例策定にあたっては、児童の発達を保障するという理念を明確にし、施設基準、指導員の資格や体制などを水準の高いものとする。

1) 施設基準や指導員の管理・監督に市が直接、責任を持つこと。

【回答】

平成27年4月施行予定の子ども・子育て新制度では、市が実施主体となり、条例において施設や指導員の資格等の基準を定めることが求められております。新制度施行後は、その基準に基づき、適正な事業の実施に努めてまいります。

【こども企画総務課】

2) 保育料を市内同一にすること。保育料減免制度をつくること。

【回答】

保育料の額や減免制度については、新制度に向けて、保護者負担について十分に検討してまいりたいと考えております。

【こども企画総務課】

3) 「有償ボランティア」の位置づけをやめ、指導員は市の雇用とし、研修を充実し質の向上を図ること。

【回答】

子ども・子育て新制度では、指導員の資格や員数等は市が条例で定めます。この中で、資格を有する優秀な指導員を確保する観点からも、雇用形態や処遇については重要な課題であると認識しており、今後検討してまいります。

また、指導員の研修については、資質やスキル向上のために充実していく必要があると考えております。

【こども企画総務課】

4) 71人以上の大規模放課後児童クラブは、2施設での学童保育に対応した指導体制にするため分割加算を増額すること。

【回答】

現在、大規模クラブが複数施設で運営していくために、運営費補助の中に分割加算を設けその支援を行っております。厳しい財政状況の折ですが、平成26年度は児童クラブへの運営費補助について充実に努めてまいりたいと考えております。

【こども企画総務課】

5) 市の責任で担当課を立ち上げること。課付の職員を確保し、緊急時や産休代替など各クラブに派遣できるようにすること。

【回答】

新制度施行に向けて、各児童クラブの負担軽減のため、どのような支援、施策が必要なのかについて、今後検討してまいりたいと考えております。

【こども企画総務課】

6) 実務は市の担当課がまとめて行うこと。

【回答】

現在各運営委員会で行っている事務については、運営委員会の負担が軽減されるよう、方策や支援について検討してまいりたいと考えております。

【こども企画総務課】

- 7) 執務室や障害児対応の部屋や子どもの生活設備等に関する施設設置基準をつくり、必要な支援をすること。1人当たりの面積基準を最低1.65㎡から1.96㎡にあらためること。

【回答】

施設の面積基準については、今後国から示される基準を参酌しながら条例に定めたいと考えております。

【こども企画総務課】

- ②施設確保にあたっては幼稚園の空き教室、児童館などの公的施設を優先的に利用し拡充すること。

【回答】

児童クラブの施設確保については、まず学校、幼稚園の余裕教室やその他の公的施設の活用を考えるなど、各地域の実情や施設の状況等も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

【こども企画総務課】

3. 発達障害児支援センターについて

- ①早期発見・早期治療のできる療育システムを各機関と連携し拡充すること。
- ②生涯支援のために必要な医師や発達相談員の体制充実を図ること。
- ③医療機関と連携し、必要な療育が受けられるようにすること。
- ④現在の利用者実績を鑑み、広いところに移転し、発達、診断、療育の対応を一本化し内容も充実すること。

【回答】①～④

- ①保健センター、医療・療育機関、保育園、幼稚園等との連携を図りながら、早期発見から本格的な療育へとつなぐためのプレ療育や親子の居場所作り、就学前訪問支援等、早期支援の充実に努めてまいります。
- ②現在も児童精神科医・心理士等を配置し支援にあたっておりますが、今後も研修受講等によって一人一人の職員の資質向上に努めながら、生涯を通してライフステージに応じた適切な支援ができる体制の充実に努めてまいります。
- ③早期に必要な療育につなげられるように情報共有など医療機関との連携強化に努めてまいります。
- ④発達障害者支援センターは平成23年11月に勤労者福祉センター内に開設し利用者も逡増していますが、支援体制等のあり方を今後も継続的に検討・研究していくなかで、支援内容の一層の充実に努めてまいります。

【発達障害者支援センター】

4. 発達障害等を早期発見できる就学前の5歳児検診体制をとること。

【回答】

- 1歳6か月児健診、3歳児健診により、発達障害等の早期発見に努めており

ます。

なお、発達障害者支援センターにおいては、保育園・幼稚園等を巡回し保護者への相談・支援を行うことにより、早期発見・早期支援の機会を設けていくことに努めています。 【保健管理課、発達障害者支援センター】

5. わんぱくプレーパークの運営費を補助すること。

【回答】

プレーパークの運営費等の支援は難しいと考えておりますが、プレーパークの活動は子どもたちの成長にとっても、子育て支援策としても有意義なものであると考えており、今後も岡山市として可能な支援を検討してまいりたいと考えております。 【こども企画総務課】

6. 国連の勧告内容をふまえ、市として子どもの権利条例を制定すること。

【回答】

岡山市では、子どもの権利条約の趣旨も踏まえて「岡山市市民協働による子どもの自立を促進する条例（愛称：岡山っ子育成条例）」を制定しており、平成22年度に策定した「心豊かな岡山っ子育成プラン」は、その行動計画を含む内容となっており、引き続きその周知や啓発に努めていきたいと考えております。 【こども企画総務課、教育企画総務課】

7. 仁愛館へのDV被害者入居が増えている実態をふまえ、警備システムを導入し、安全に努めること。被害者の自立支援のため、使用していない旧施設を含め建て替え、DV被害者も受け入れを充実させること。

【回答】

入所者の安全対策として平成25年度に防犯カメラ2台を設置したところで、また、仁愛館の施設改修については、入所者が安心して生活を送ることができ、また、複雑化する個別の課題にも適切な支援が行えるよう、今後検討してまいりたいと考えております。 【こども福祉課】

8. 父子家庭についても母子家庭同様の支援策を実施すること。

【回答】

父子家庭への支援については、児童扶養手当、ひとり親医療費助成制度や地域子ども相談センターでの相談等において母子家庭と同じ支援を行っております。

また、平成25年度からは、就労支援事業の自立支援教育訓練給付事業について父子家庭の父も対象となっております。

母子福祉資金貸付制度は、父子家庭には社会福祉協議会の生活福祉資金をご案内しております。 【こども福祉課】

病院局関係

1. 地方独立行政法人化後も、市民病院を救急医療・感染症・犯罪被害者対応・緩和ケアなど自治体病院に求められる地域医療を担うよう位置づけること。国に対し、地域医療の質を守るため、診療報酬引き上げを求めること。無料低額診療に取り組むこと。

【回答】

市立病院は、市民のセーフティネットとしての役割を果たすべく、地域住民に密着した医療サービスの提供を行ってまいりました。

今後も、これまで以上に、市民から頼りにしてもらえる病院を目指して努力を続けてまいります。

診療報酬引き上げについては、全国自治体病院協議会等を通じて引き続き要望してまいります。

無料低額診療については、対象者の所得認定等の事務量の増大、それに伴う職員の増員が必要になります。また、新病院建設による多額の企業債の償還負担や、今後の診療報酬改定、消費税の改正等、病院経営を取りまく環境が先行き不透明なところがあるなかで、この制度を実施すると経営への影響が懸念されます。以上のことから現在のところ無料低額診療の実施は考えておりません。

【市民病院総務課】

2. 福島第一原発事故に関連し、希望者に定期的な放射線の影響を調べる健康診断を提供すること。

【回答】

福島原発事故による避難区域等住民に対しては、福島県が「健康診査」を実施しており、県外避難者には、県外指定医療機関において「健康診査」を実施しているところです。

また、「甲状腺検査」については、震災時に18歳以下の福島県民に対してH25.10.1現在、岡山大学病院、岡山医療センターで受診可能となっております。

なお、岡山県が、岡山医療センターのホールボディーカウンターの買い換えに併せて福島県からの震災避難者に対する内部被爆検査の検討を進めると聞いておりますので、詳細については、今後の動向を見守る必要があると考えています。

【保健管理課】

3. 地方独立行政法人化後も市民病院は、地域医療に責任をもち、住民のための病院づくりを行うこと。

- ①引き続き利用者アンケートやご意見箱を積極的に活用し、患者の声を聴き改善に取り組むこと。

【回答】

現在も、院内に「ご意見箱」を設置し、また、外来患者・入院患者を対象とした「患者満足度調査」を定期的に行っています。

今後も、様々な形で患者さんやご家族のご意見をお聞きし、改善に取り組んでまいります。

【市民病院総務課】

- ②引き続き住民とともに医療を考える公開講座を開催すること。
- ③セルフケアを促す患者会活動などの検討をすること。

【②③一括回答】

現在、市民病院では「いきいきすこやか講座」と銘打って、がんはもとより脳卒中、生活習慣病などに関する講座を年に2～3回行っているほか、肝臓病、糖尿病、リウマチなどについては、定期的に医師、栄養士、薬剤師等が専門の立場から、患者さんやそのご家族に対して、病気の予防と対策のための正しい知識の普及啓発に取り組んでおります。

今後もさらに活動を充実させてまいります。 **【市民病院総務課】**

- ④小児救急など救急医療を一層充実すること。
- ⑤開業医・介護保険事業者との連携を大切にし、24時間の在宅ケアを支える支援機能をもつこと。

【④⑤一括回答】

平成23年1月に策定した「（仮称）岡山総合医療センター基本計画」において、岡山ERを中心とした救急医療体制の強化や保健・医療・福祉の連携強化を図ることが組み込まれております。

また、市民病院では「地域医療連携室」を設置し、病院間、病院と診療所と連携を強化するべく努力をしているところです。

こうした取組は、高齢化の進む今日において、さらに重要なものとなってくると考えておりますので、引き続き、関係部局とも協議しながら検討を進めてまいります。 **【市民病院総務課】**

- ⑥予防医療の充実策として健診・人間ドックに取り組むこと。

【回答】

健診・人間ドックについては、疾患構造が変化して、生活習慣病が増加する中で、予防医療の観点からも、今後も一層の充実を図ってまいります。

【市民病院総務課】

- ⑦療育システムの一翼を担うこと。

【回答】

市民病院では他の医療機関と同じく、保健所等の関係機関と連携して乳児健康診査を実施しており、障害の早期発見についても引き続き努めてまいります。

【市民病院総務課】

- ⑧医療・介護などの総合相談機能の体制を強化すること。

【回答】

市民病院では、1階に医療相談室を設置し、患者さんやご家族からの相談や質問に対応しています。

今後、新市民病院の開設に向け、関係部局と連携しつつ、さらにこうした機能の強化を図ります。 **【市民病院総務課】**

⑨女性専門外来を設置すること。

【回答】

女性患者の多い診療科については、曜日や時間帯の指定などを含め、新市民病院において検討してまいります。 【市民病院総務課】

⑩24時間対応の性暴力相談支援センターを設置すること。

【回答】

新市民病院では、保健・医療・福祉に関する相談に応じる総合相談窓口を設置することとしております。性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターについては新たに整備をすることは考えておりませんが、県・市の既存支援窓口と連携しながら対応してまいります。 【市民病院総務課】

⑪病児・病後児保育に取り組むこと。

⑫院内保育所を設けること。

【⑪⑫一括回答】

新市民病院では、院内保育を実施することとしていますが、病児・病後児保育事業については考えておりません。今後、必要が生じる場合は、関係部局と協議しながら検討してまいります。 【市民病院総務課】

4. 現市民病院に夜間・休日診療を残すこと。

【回答】

新市民病院の体制整備と併行して、休日・夜間診療所のあり方について検討しているところです。 【保健管理課】

環境局関係

1. 産業廃棄物対策については、排出する事業者に対し、発生抑制・有害な廃棄物を出さないなどの責任強化を図ること。県外からの持ち込みに対し、抑制の仕組みをつくること。水源地などに産廃処理施設を設置することができないように位置規制を盛り込むなど「廃棄物処理法」の改正を国に求めること。また、本市においても、厳重な立ち入り監視・調査・指導を行うとともに、「岡山市産業廃棄物施設の設置に関わる紛争の予防及び調整に関する条例（仮称）」を制定して同様の趣旨を盛り込み、違反者への罰則規定を強化すること。

【回答】

要求の内容については、現行の廃棄物処理法において既に規定されているものもあります。岡山市としては、関係法令を所管する部署とも連携を図りながら、現行法及び産廃条例等を適切に運用していきたいと考えております。

【産業廃棄物対策課】

2. 地球温暖化など環境破壊に対応して循環型社会の啓発・推進を進めること。そのため市民が環境に関心を持ち、守る立場に立って市民とともに活動できるよう啓発を進めること。2014年秋のESD国際会議の終了後も継続的にESD活動に取り組むこと。

【回答】

本市では、現在、岡山市環境パートナーシップ事業（エコボランティア活動）、環境家計簿モニター活動等による人々の参加と協働、岡山ESDプロジェクトによる国内外地域との交流と連携、地球環境保全活動を進めるとともに、持続可能な社会の実現に貢献する環境先進都市を目指し、市民の皆さまへの普及啓発や自主的な市民活動の支援に取り組んでおります。

地球環境問題の解決のためには、一人ひとりが、現在の考え方や暮らし方を見直すとともに、自主的・積極的な環境保全活動に取り組んでいくことが求められており、今後も、継続した取組・支援が重要であると考えております。

【環境保全課】

ESDは、2014年の世界会議開催以降も継続して取り組むべき世界共通の課題であり、本市は開催地として地域を挙げてESDに取り組み、また、世界をリードしていく役割を担っていくべく、今後、関係者の皆様とともに、2015年以降の「新・岡山 ESDプロジェクト基本構想」の策定を目指してまいりたいと考えております。

【ESD世界会議推進局】

3. ごみ有料化後、減量したことをふまえ、有料化を再検討し、無料に戻すこと。当面、45リットル袋を45円に値下げすること。焼却中心のごみ対策を改め、プラスチックの分別を行うこと。「ゼロエミッション」を基本にリフューズ・リデュース・リユース・リサイクルなどの分別・資源化を徹底してリバウンドの恐れがない方法でごみ減量化に取り組むこと。分別・資源化の技術開発をよく研究し、取り入れ、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改訂にこれらを盛り込むこと。

【回答】

家庭ごみの有料化は、排出量に応じた受益者負担の公平性の確保と経済的インセンティブを活用して、ごみの減量化・資源化を図ることを目的としたものであります。

岡山市の有料指定袋の料金設定は、ごみの排出抑制効果や、他の自治体の価格を参考に、市民にとって過度の負担にならないよう1リットル1円を基本に設定しております。

4.5リットル袋の価格については、ごみの減量意識を維持し、より小さい袋の使用へシフトしていただくためには、必要と考えております。

有料化をきっかけに、ごみ減量意識が定着してきたところであり、この効果を維持するためにも、引き続き、市民の皆様に、ご理解とご協力をお願いしていきたいと考えております。

プラスチックの分別については、平成24年3月に策定したごみ処理基本計画において、コスト・施設等の観点から、本市では当面サーマルリサイクルが合理的であると判断しております。

また、ごみ処理基本計画の中では、これまでの3Rに加え発生抑制をリデュース（発生抑制）とリデュース（排出抑制）に分け4Rとしており、1. ごみゼロ社会に向けた4Rの促進、2. 市民・事業者・行政による参加・協働の促進、3. 市民サービスの向上、4. 事業系ごみの減量化・資源化、5. 環境教育の充実、6. 安全・安心・安定的な処理体制の確保、7. きれいなまちづくりの推進の7つの基本方針を掲げ、環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の構築をめざしていきたいと考えております。 **【環境企画総務課】**

4. 事業系ごみの分別を徹底し、減量化を図ること。収集許可事業者の指導を行うこと。事業者からのごみの持ち込みについては、適宜、展開検査を実施するなど、不正を許さないこと。なお、ごみの検量は厳正に行うこと。拡大生産者責任を明確にし、製造・販売事業者の責任において発生抑制を指導すること。

【回答】

事業系ごみの減量化・資源化の推進のため本市では、市内の事業者に対して、大規模事業者を対象とした、事業系ごみ減量化・資源化推進研究会の開催や、ごみゼロ啓発推進班による、現地指導を強化するとともに、処理業許可業者への適宜指導や許可更新時の講習受講の義務化、適宜展開検査も実施いたしております。また、ごみの検量についても適正に行っております。

拡大生産者責任につきましては、生産者に対し、リサイクルしやすい製品作りや、生産活動および消費活動を通じて発生する廃棄物を回収して再利用、再生利用する仕組みを構築して頂きたいと考えており、従来から、全国都市清掃会議を通じて国などに要望しており、また、政令市が加入している大都市清掃事業協議会を通じても要望しているところです。

【環境事業課、環境施設課、環境企画総務課】

5. 剪定ゴミのたい肥化や木質ペレット化などで大量焼却する政策を抜本的に

改め、焼却量を減らすこと。

【回答】

剪定枝のリサイクルについては、発生量が季節的に大きく変動すること、新たな施設整備が必要なことなど様々な課題もあることから、現時点ではサーマルリサイクルをおこなっております。 【環境企画総務課】

6. ごみ収集委託料は実態に基づき適正に見直すこと。

【回答】

毎年業務内容に応じ、見直しを行っておりますが、今後においても必要に応じて見直しを行いたいと考えております。 【環境事業課】

7. 直営地域については戸別収集方式を導入すること。まず高齢者・障害者世帯の戸別収集は対象を拡大すること。

【回答】

戸別収集につきましては、排出者責任が明確になるところから、分別の改善とごみ減量に一定の効果があるとされておりますが、一方で、収集コストの増加や収集車の低速度運行による道路交通の妨げ、ごみが道路沿いに排出されることによる美観上の問題もあり、現時点では戸別収集は困難であると考えております。

また、高齢者・障害者世帯への戸別収集である「ふれあい収集」制度を、平成24年5月より全市へ拡大しており、周知広報に努めているところです。

【環境事業課】

8. 年に一回程度、粗大ごみのステーション収集を行うこと。

【回答】

粗大ごみの収集につきましては、負担の公平性と市民サービスの向上のため、戸別収集を実施しているところであり、ご理解のほどよろしくお願いたします。 【環境事業課】

9. 市内の焼却施設、浄化センターなどの安全対策に万全を期し、地元住民に情報を公開し必要な対策を講じること。

【回答】

ごみ焼却施設の運営管理に当たりましては、安全を第一に定期点検及び定期修理を計画的に行い、排出ガス排出規制値等を満足した運転に努めております。

また、焼却施設及び最終処分場周辺地域の大気、土壌、河川等につきまして、毎年ダイオキシン類等の分析を行い、いずれの地点においても環境基準値を下回っており、その測定値については、広報紙及び、ホームページにおいて公表しております。 【環境施設課】

10. し尿浄化槽の清掃・維持管理を料金も含め適正にするように市の指導を強めること。合特法による代替業務は廃止すること。

【回答】

浄化槽の清掃・維持管理について適正に行うよう浄化槽管理者に指導するとともに、業界に対しても機会をとらえながら説明責任を果たすよう指導してまいります。また、料金については浄化槽管理者と業者との契約に基づき決められるべきものと認識しております。なお、環境省の調査によると岡山県の料金負担は近隣県に比べて負担が特段重いものとはいえないと聞いております。

【環境保全課】

公共下水道が供用開始されて以来、許可業者は著しい影響を受けてきた経緯があり、本市は許可業者方式を中心とするし尿処理体制を維持することとして、合特法に基づく合理化事業を実施してまいりました。このため、合特法に基づく代替業務の提供は、現在のところ本市のし尿処理業務の安定確保のためには必要であると考えております。

【環境事業課】

1. 「地域主体による生物多様性の保全を推進する条例」の理念に基づき、引き続きオオタカや絶滅危惧種に指定されている生物や希少生物スイゲンゼニタナゴやダルマガエル等の保護に実効ある対策をとること。

【回答】

生物多様性保全に関する市民啓発や、身近な生きものの里制度による市民の自主的な自然保護活動の支援、自然環境保全地区の指定による開発時の適切な環境配慮などにより、絶滅が危惧される生物への保護対策を行っているところです。今後も引き続き、総合的・効果的な施策を推進していきたいと考えております。

【環境保全課】

2. 低周波公害、騒音・振動、電磁波など発生への対策及び発生抑制に対し、保健福祉局と連携し問題意識をもって積極的に取り組むこと。条例を拡充すること。該当する事業者が地元住民に説明責任を果たすよう指導すること。

【回答】

低周波音については、環境省において測定方法に関するマニュアルが作成されており、相談があれば測定を実施し、問題解決に努めております。しかしながら、現在のところ低周波音による具体的な影響ははっきりしておらず、法令等による規制基準等が定められておりません。今後も、低周波音が原因と思われる相談があれば、状況確認及び問題の解決に努めていきたいと考えております。

騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法及び市環境保全条例の規制基準を有する施設設置の届出時に加え、他法令での意見照会時には発生予防の観点に基づいて指導をしております。相談が寄せられた場合には低周波音と同様に問題解決に努めております。

電磁波については健康影響のさらなる研究結果に応じて、国において必要な規制等がなされるものと考えております。

【環境保全課】

3. 太陽光発電・小風力発電・小水力発電など再生可能エネルギーの利用促進のため啓発をすすめ、国の助成制度の新設・拡充を求めるとともに、

市独自の助成制度を拡充すること。

【回答】

本市では、平成21年度から、太陽光発電システムを設置する一般住宅に対して、国の補助制度とも歩調を合わせ、その経費の一部を助成しております。

さらに、平成25年度より補助件数を増やすことにより、広く市民に普及するよう努めております。

今後は、平成23年度に策定した地球温暖化対策実行計画に基づき、本市の地域特性を活かした効果的な施策の強化に努めて参りたいと考えております。

再生可能エネルギーを推進していくためには、国レベルでの経済対策が不可欠と考えており、今後とも大都市会議等との連携を図り、国に対して十分な財政措置を要望して参りたいと考えております。 **【環境保全課】**

- 1 4. 電力の安定供給と地球温暖化防止を口実に電気料金等の庶民負担を増やさないよう、国に求めること。

【回答】

太陽光発電の余剰電力の買い取りや固定価格全量買取制度については、電気小売料金単価を大きく上回る買い取り価格としている一方で、導入量の一層の拡大を図る必要があるため、電気使用者全体に、使用量に応じて広く薄く負担を求める制度であり、賦課金の負担が過重なものとならないよう配慮することとされております。本市としては、今後とも市民の新たな負担を極力抑えるとともに、国民全体の理解の基に、再生可能エネルギーの一層の促進が図られる制度設計の取組が進められるよう注視するとともに、必要な場合には、大都市会議等での協議結果に基づき、国に要望して参りたいと考えております。 **【環境保全課】**

- 1 5. 現行のエネルギー課税を見直し、CO₂ 排出量を考慮した環境税が市民負担ではなく、利益を上げた企業負担となるよう国に制度改正を求めること。

【回答】

石油・天然ガス・石炭といったすべての化石燃料の利用に対し、環境負荷に応じて負担を求める地球温暖化対策のための税（環境税）が、平成24年10月から施行され、温室効果ガスの9割を占める全化石燃料に対して広く薄く負担を求めることで、特定の分野や産業に過度な負担となることを避け、課税の公平性を確保するとされています。

本市としては、今後とも市民の新たな負担を極力抑えるとともに、国民全体の理解の基に、制度設計の取組が進められるよう注視するとともに、地域の実情に応じた十分な財政処置を講じるよう、引き続き、大都市会議等と連携を図りながら、国に要望して参りたいと考えております。 **【環境保全課】**

経済局関係

1. 食料自給率向上に努めること。

【回答】

本市では、市民に安全・安心な食を安定して供給するため、産地や農業従事者の育成、生産者と消費者の交流拡大、食農教育、地産地消の推進等に努めてまいりたいと考えております。 【農林水産課】

2. 農地の保全を図ること。農地転用は厳格に行うこと。農地からの登記の変更は農業委員会の同意を条件とするよう国に求めること。生産緑地制度の導入を検討すること。

【回答】

農地転用許可申請の審査に際しては、農地法の規定に基づき引き続き厳正に審査を行い、優良な農地の確保に努めます。また、農地から非農地への変更登記申請については、県を通じて国に取り扱いの改善を申し入れているところであり、当面は法務局と綿密に協議しながら対応していきたいと考えています。 【農業委員会】

3. 輸入義務のないミニマムアクセス米輸入中止を国に求めること。

【回答】

ミニマムアクセス米の輸入につきましては、政府は、国産米の価格・需給に影響を与えないよう、国家貿易品目として、加工用米を中心に輸入を行っており、WTO農業交渉において新たな合意ができるまでは現行水準が維持されるとしております。本市としましては、今後の国際交渉の動きを注視してまいりたいと考えております。 【農林水産課】

4. 国民生活に打撃を与える環太平洋連携協定（TPP）の交渉から撤退するよう国に求めること。

【回答】

TPPにつきましては、様々な分野にわたる影響が予想され、経済活動の各分野及び国民生活に及ぼす影響等について、国において、わかりやすい情報公開の下で、国民的な議論を尽くすとともに、社会経済への影響を十分考慮し、責任を持って最善の選択を行っていただきたいと考えております。

【農林水産課】

5. 古い米を含まずに100万トンの備蓄米確保を国に求めること。

【回答】

備蓄米につきましては平成24年産米は約8万トン、平成25年産米は約18万トンが買入れられ、平成25年6月末時点の在庫は91万トンとなっております。本市としましては、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。 【農林水産課】

6. 農産物の再生産可能な価格の保障をおこなうよう国に求めること。

7. 農業を産業として成り立つように農家の所得補償をすることを国に求めること。

【回答】

食料の国内生産の確保と農業者の経営安定を図るため、経営所得安定対策が実施されており、販売価格と生産費の差額が補償されるとともに麦・大豆等の戦略作物の生産性向上が図られているところです。今後とも国においては、農業の持続的な発展に向けた施策が推進されるものと考えております。

【農林水産課】

8. 経済対策事業は、国・県の財源を伴った事業のみでなく、単独事業としても、地元の中小企業対策、抜本的な雇用対策など思い切った予算付けをすること。

【回答】

本市は平成23年3月末、本市の持続可能で力強い経済基盤を構築していくため、商・工業を中心とする「産業振興ビジョン」を策定し、産業振興の基本理念及びめざす産業の将来像実現に向けた8つの実施戦略を定めたところであり、中小企業対策についてはビジョンに沿って計画的に取り組んでいきたいと考えています。

雇用対策については、国、県等の関係機関と連携しながら、若者と地元中小企業とのマッチングなどについて検討してまいりたいと考えております。

【産業振興・雇用推進課】

9. 岡山の農業の特色を生かした農政を推進すること。

- ①兼業農家を含む家族農業を基本とする農業振興に取り組むこと。
- ②農業を支える担い手として若者及び定年後就農者への技術指導・資金融資制度を整備すること。移住や退職後の就農を促進する事業を単市でも行うこと。
- ③岡山県が縮小した農業改良普及員・生活改善普及員制度を岡山市として新設すること。

【回答】①～③

①本市は兼業や小規模の家族経営農家が多数を占めており、こうした地域農業を支える方々が、やりがいを持って農業を営むことが大変重要であると考えております。

本市としましては、岡山市農業振興ビジョンに基づき、意欲ある家族経営型農業を促進するため、家族経営協定の締結を推進するとともに、生産者と消費者の交流の場となる産直市の開催等、消費者の農業に対する理解を深める地産地消等を重点施策として位置づけ、推進しているところであります。

今後とも各地区で、様々な農業者がそれぞれの役割を十分に発揮できるよう努めてまいりたいと考えております。

②農業の健全な発展と経営の安定を図るためには、新規就農者等の担い手の確保・育成を進めていくことが重要であると考えております。

本市としましては、就農サポートセンターにおいて、きめ細かい就農相談、

情報提供、関係機関・団体等と連携した就農研修を実施している他、制度資金融資や各補助金事業の活用等を推進しております。

今後とも、就農希望者が安心して就農できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

③県の農業普及指導センターでは、各作物の専門の技術職員により、産地や生産者への技術指導や営農指導が行われており、また、女性グループ支援事業により、農産加工品等の開発が行われております。

一方、管内のJAでは、地域の特色を生かした農業生産の振興を図り、それぞれの地域に密着した営農指導を行うため、各地区に営農指導員等を配置し、生産者へ営農指導力に力を入れております。

本市としましては、県、JA等と連携を図り、それぞれの機関で役割を分担しながら、引き続き本市農業の振興に努めてまいりたいと考えております。

【農林水産課】

10. 地産地消を基本に米・地場産物の消費拡大を進めること。

- ①市内産米粉製品の普及を図ること。米製粉事業を引き続き支援すること。
- ②地域農業振興室を充実し、地産地消を推進すること。
- ③地産地消の推進として学校給食での地元産食材の割合を高めるようさらなる環境を整えること。
- ④米・野菜など安全な食材が提供できるよう有機・無農薬栽培講座の開設など環境保全型農業の推進をすること。
- ⑤郷土料理とそれにまつわる文化を守ること。必要な素材提供をする生産者を育成すること。

【回答】①～⑤

①米粉の消費拡大のため、米粉商品を扱うお店をPRする「米粉マップ」の作成、「米粉スタンプラリー」や「米粉フェスタ」、また米粉料理教室の開催などを通じ、米粉の普及促進・消費拡大に努めております。

②本市では、消費者である市民が地場産農産物の理解を深め、その消費拡大を通じ、地域の活性化及び農業振興を図るため、産直市の開催や「農地でショッピング」等の事業を実施しております。

③学校給食関係者に対し、農産物の旬の表及び直売所マップを配布などを通じ地元農産物が学校給食に提供されるよう環境を整えております。

④本市では、環境保全型農業の紹介パネル展や安全安心な農業生産に対する補助金の交付を通じ、環境保全と生産性の維持向上とが調和のとれた環境保全型農業を推進し、エコファーマーの育成に努めております。

⑤地産地消や食農教育を推進することにより、食料や農業に対する関心を高め、ひいては郷土料理や文化を守り、生産者の育成につながっていくものと考えております。

【農林水産課】

11. 土地改良事業については、必要性を精査すること。

【回答】

土地改良事業をより効率的、効果的に実施していくため、平成20年3月に

「土地改良事業の基本的方向性」を定めて見直しを進めており、土地改良事業に係る債務負担行為残高については、事業費の抑制等により、ピーク時の約351億円から平成24年度末には約163億円まで減少しております。今後とも、事業の優先順位付けなどにより効果的な実施に努めてまいります。

【農村整備課】

12. 土地改良区の合併を促進し、合理化を進めること。土地改良区賦課金の二重払いは解消すること。

【回答】

土地改良区については、組織・運営体制の改善を促進する観点から、合併や合同事務所などを提案するとともに、「土地改良区統合整備促進補助金」を措置して取り組みの促進を図っているところです。各土地改良区の保有する財産の扱いなど個別事情があり、ここ数年間に合併した土地改良区はありませんが、引き続き合理化を進めていくよう働きかけてまいりたいと考えております。

【農村整備課】

13. 農業用水路の改修は環境保全の視点で、生態系を考慮した工法で行うこと。

【回答】

農業用水路の改修においては、地元住民等のご意見を伺い、地域のニーズにあった整備に努めるとともに、特に、貴重な動植物が生息する地域においては、水路の底を土のままとしたり、魚巣ブロックやホタルブロックを設置するなど環境に配慮した整備に努めているところです。

【農村整備課】

14. 防災の観点からため池改修を急ぐこと。管理できないため池を廃止すること。

【回答】

岡山市には、現在1452箇所（平成25年3月末現在）のため池があり、改修等が必要なため池については、順次改修等を進めているところです。

また、農業用の水源として利用されていないため池については、原則として廃止することとしておりますが、遊水地等の防災機能を期待される場合には、関係者とも検討・調整の上、水位を低下させつつ存続させる等の対応をしているものもあります。

【農村整備課】

15. 農業用水路の安全確保に取り組むこと。

【回答】

農業用水路の安全施設については、平成15年度に実施した調査に基づき、3年間で427箇所を整備しており、また、その後も、町内会を通じて施設整備等が要望された場合には、担当部局において適宜対応しているところです。さらに、平成24年の夏に実施した幹線水路沿いの安全施設の点検において確認された破損箇所については、24年度中には修繕を完了させております。

【農村整備課】

16. 林業振興に取り組むこと。体制強化をするとともに、林業労働者育成に努め、林野の整備を行うこと。

【回答】

本市では森林組合等と連携して間伐や林道整備等を行うとともに、施業の集約化の促進や作業路網の改良等により林業振興に取り組んでおります。また、子どもたちを対象とした森林体験も実施しております。

今後も林業の振興と森林の適正な保全に努めてまいります。【農林水産課】

17. 中小企業振興条例を抜本的に改正し、技術開発支援、指導員、機器貸し出し、販路拡大支援など具体的な支援策を策定すること。

①中小企業支援センターを創設し、実態調査に基づく振興策の推進を図ること。

②中小零細業者への低利長期の各種資金融資制度の充実を図ること。

【①②一括回答】

産業振興ビジョンにおいては、市内企業の大部分を占める中小企業の持続的な発展が地域の活性化には不可欠であることを念頭においたうえで、実施戦略の一つに「中小企業の経営基盤の強化を図る」ことを掲げ、その実施項目として「中小企業振興条例の見直し」「融資制度の充実」等に取り組むこととしておられるところであり、中小企業振興条例につきましては、中小企業者等の声もお聞きしながら理念型の条例に見直しを図り、また、融資制度につきましては、市内中小企業の資金需要や返済負担に対する実態を勘案しながら見直しを図っていきたいと考えています。

中小企業支援につきましては、現在、中小企業振興室において、中小企業の経営体質の強化と健全化に向け、企業に出向き、財務内容や経営の現状分析、経営の改善策や戦略の提案を行う経営相談事業を行っているところであり、引き続き岡山商工会議所、各商工会等の関係支援機関とも連携を密にして、きめ細やかに実施していきたいと考えています。【産業振興・雇用推進課】

③技術力を活かした特色あるものづくりを支援すること。

④福祉業界などと工業界の情報交換の機会をつくること。

【③④一括回答】

産業振興ビジョンの中で、市内企業の技術力を活かした「既存事業の高付加価値化や新事業分野への進出支援」、本市の強みを活かした「医療、健康・福祉関連産業育成」に取り組むこととしており、今年度は介護現場のニーズ調査とものづくりのシーズ調査を実施し、マッチングを図る中で新たな介護機器等の開発を目指しています。今後、介護・福祉業界やものづくりにおける有識者や岡山大学、(公財)岡山県産業振興財団等の意見も聞きながら、機器開発に意欲を持つ市内企業と医療・福祉関係者の情報交換の場の設定なども検討していきたいと考えています。【産業振興・雇用推進課】

18. 経済対策の観点から住宅リフォーム助成制度を創設すること。

【回答】

本市では、平成23年発生の中日本大震災の発生という不測の事態を受け、緊急経済対策の一環として本事業に取り組んだものです。

ご要望につきましては、あくまでも当該年度限りの事業として取り組んだものですので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。 【住宅課】

地域経済の活性化策としましては、中小企業の経営基盤の強化・安定化に向けて、融資をはじめ、経営相談や経営セミナー、受注拡大のための現地商談会の開催等に取り組めます。 【産業振興・雇用推進課】

19. 観光資源を再発掘し、地域活性化策に活かすこと。

- ①出石のレトロな街並み再生を支援し、情報発信を行うこと。
- ②城下から京橋を歩いて楽しめる街並み散策路として、再生すること。
- ③街中の特色ある市場として岡ビル周辺を魅力あるものに再生すること。
- ④吉備路・足守・高松地域を歴史探訪のできる観光資源として活かすこと。
吉備路自転車道の沿道に公衆トイレを新設すること。
- ⑤高松城址公園内のトイレを水洗化すること。

【回答】①～⑤

①②旧城下町には、岡山城、後樂園をはじめ、カルチャーゾーン、京橋朝市等の貴重な資源があり、これらについては関連する各種協議会等への参画やさまざまなイベント開催等を行っており、これらに加え、昨年度出石地区をはじめとした城下町一帯の案内と活動拠点として「出石しろまち工房」を整備し出石界隈の名所やおすすめスポット等を紹介する散策マップ及び出石おみくじを製作し、まち歩きの誘発や回遊性の向上などを図るなど市民協働による地域の観光資源を活かした経済活性化に努力しております。また、景観、まちづくりに関しては、都市整備局を主管に景観保全や「まちづくり協定」の手法による出石地区での歴史的街並みに調和する建物整備の誘導などに努めるとともに、現在、政策局においても、城下町の歴史・文化資産を活かした都心創生まちづくり構想の策定に取り組んでいるところであり、今後とも多様な側面からの資源の発掘、整備等に取り組むと考えております。

【観光コンベンション推進課】

③岡ビルは独自の活性化に向けた事業に取り組む動きがあり、近隣に位置する岡山駅前商店街も岡ビルと連携して活性化を図ることも検討しており、こうした取り組みが継続できるようサポートすることで、岡ビル周辺の魅力アップにつなげていきたいと考えております。 【産業振興・雇用推進課】

④足守地域を含めた吉備路は本市の有力な観光資源の一つであり、歴史性を生かした案内看板や吉備路の魅力の効果的に発信するパンフレット等の作成、さらに、倉敷市、総社市と連携した広域での情報発信などを実施してきております。また、吉備路自転車道の沿道には、吉備津神社、吉備津彦神社、造山古墳など吉備路を代表する観光スポットがあり、それぞれに公衆トイレが設置されているところです。今後は、観光客等の満足度向上の観点からも、観光地の適切な環境整備や外国語対応をはじめ幅広い対象に向けた情報発信に努めてまいります。 【観光コンベンション推進課】

⑤高松城址公園の2箇所のトイレのうち、資料館付近のトイレについては、平成25年度に改修・美装化工事及び簡易水洗化工事を行う予定です。公共下水道への接続については、高松地域に下水道本管が整備されたときに検討したいと考えております。
【庭園都市推進課】

20. 商店街活性化計画をつくり、商店街の振興を図ること。
特色あるまちづくりをすすめる商店街を支援すること。各商店街の活性化策を樹立すること。

【回答】

商店街の行うまちづくり計画等策定事業については、現行の岡山市商業振興対策事業補助金において、支援メニューを設けております。

また、商店街の活性化策については、商店街が進める活性化計画作りの検討会議等に岡山市も参加するなどしております。
【産業振興・雇用推進課】

21. 新産業ゾーンの立地企業については、期限終了時に必ず用地購入してもらうこと。期限終了後の貸付延長を認めないこと。

【回答】

岡山市と締結する10年間の事業用定期借地権設定契約の期間中も立地企業と継続的に売却交渉を行っていきたいと考えています。また、事業用定期借地権設定契約は公正証書により更新しないこととなっております。

【産業振興・雇用推進課】

22. 興除地区への清水導入を早急に実施すること。

【回答】

平成10年度より実施されている岡山南部地区国営かんがい排水事業については、計画の一部を変更した上で事業が進められております。今後とも、早急に事業が完了し、興除地区を含む事業地区において用水が確保されるよう、関係機関とも連携し、事業主体である国に働きかけてまいりたいと考えております。

【農村整備課】

23. シティープロモーションにあたっては目的・効果をはっきりさせること。

【回答】

本市では、地域経済の活性化とともに知名度や都市イメージの向上を図ることを目的に、平成22年度から国内外へのシティープロモーションを本格的に実施しており、今年度も、前年度の効果を検証しつつ新たな工夫を加えながら事業を展開しています。これらは、コンベンション誘致、国内外からの観光客誘致、さらには物産の販路拡大等の具体的成果につなげることを目指して実施しておりますが、今後もその実施状況・効果等を検討し、地域経済の活性化、知名度や都市イメージの向上に向けてより一層効果的な方法によるシティープロモーションに取り組んでいきたいと考えております。

【観光コンベンション推進課】

24. 不要不急なコンベンション施設建設は見直すこと。

【回答】

平成25年1月に策定した「岡山市コンベンション戦略プラン」は、国内のコンベンション開催状況や主催者ニーズ等の調査分析を踏まえたものであり、施設面に関しては、アクセス性に優れた岡山駅前エリアにおいて多用途・多目的に対応できる施設を増強し、既存施設との複合・連携利用により3千人程度の規模のコンベンションに対応しうるコンベンションコンプレックスを構築していく方向性を示しております。また、本年度には、コンベンションコンプレックス機能調査を実施する予定にしており、岡山駅前における既存施設の分析を行うとともに、マーケットの調査・分析、増強施設が備えるべき条件、コンプレックスとして機能する運営面での条件等について詳細な調査を行います。今後、個別の事案に当たっては、本調査を有効活用するとともに、稼働率や維持費、具体的な費用対効果など、事業の成否を総合的に検証する必要があると考えております。

【観光コンベンション推進課】

中央卸売市場

1. 市民の台所である中央卸売市場については引き続き公設市場として、安全な食料供給に徹し、市場活性化を目指すこと。

【回答】

市民の台所である中央卸売市場は、安全・安心な生鮮食料品等を安定的に提供する重要な役割を担っており、依然として生鮮食料品流通の中核としての地位を保ち、公共性は高いと考えております。公正、公平で透明性のある取引を続け、中小零細な産地、小売業者も差別なく参加できる場を維持していくためには、公設市場がいちばんふさわしいと考えております。卸売市場は、産地（川上）と実需者（川下）との間にあって様々な情報が集まることから、これらの情報を活用することにより売れ筋商品の開発などコーディネート機能を果たすことで環境変化に対応しながら市場の活性化を図ってまいりたいと考えております。

【市場事業部】

2. 卸売市場の開設者及び事業者として、各地の優れた取り組みや開発商品・加工食品・消費者動向などを場内卸売り業者、仲卸業者、売買参加者、関連業者等に情報提供を行い、関係者の経営改善に役立つ卸売市場となるよう努力すること。

【回答】

第9次卸売市場整備基本方針の中で、卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化、経営戦略的な視点を持った市場運営の確保が重要な柱として挙げられており、経営改善ができなければ卸売市場として生き残れません。そこで、平成24年3月に、岡山市中央卸売市場では、今後の消費者ニーズに応えうる施設・設備や運営体制の最適化により、地域の食を支える存在として、独立採算で安定的に経営を維持できるよう、開設者及び市場関係者が戦略的で実効性のある経営

計画を立案することを目的として、「成熟した岡山市中央卸売市場戦略的経営展望」を策定しました。この中で定めた重点戦略や具体的な行動計画を開設者、市場関係者がそれぞれ主体的に取り組むことで、市場経営の改善に繋げて参りたいと考えております。 【市場事業部】

3. 卸売市場が安全で安心できる食材を提供していることを市民にしっかり知らせること。特に放射能汚染の危険が高い海産物については独自に検査し公表すること。

【回答】

岡山市中央卸売市場には保健所職員が常駐し検査体制が整った安全で安心できる食材提供をしていることは、これまでも見学など機会あるごとに市民にPRしてまいりました。また、毎月18日のイチバデーや第4日曜日のふくふく感謝デー等の機会を利用して、保健所によるPRコーナーを設けて安全性を実感していただく催しも行っております。

放射能汚染につきましては、岡山市中央卸売市場の卸売業者は、全国中央卸売市場青果や全国中央市場水産卸協会等を通じて農林水産省の生鮮野菜等の放射能に関する情報を入手しております。万が一、放射性物質の疑義のある物品の入荷が合った場合は、早急に出荷者や産地への再確認を行い、確認後も安全が保障できない場合は、市や県の関係部局と連携し対応していくこととなります。また、岡山市場としましては、保健所等と連携し、安心して食事ができる食材の提供に努めるため、食品のトレーサビリティの徹底をし、情報の共有につとめてまいります。 【市場事業部】

4. 中央卸売市場への国の補助率を下げないよう国に求めること。

【回答】

中央拠点市場制度創設とともにそれに該当する市場については駐車場施設と情報処理施設の整備に関して補助率が従来の3分の1から10分の4に引き上げられました。当市場は中央拠点市場の基準に合致しておらず、中央拠点市場には入っていませんが、他の市場においてもこれまでと同様の補助率となっております。

なお、市場関連の補助事業に対する補助率については、開設者として機会ある毎に一層の充実を求めてまいります。 【市場事業部】

都市整備局関係

1. 都市計画マスタープランにのっとり市街化調整区域における開発許可については50戸連たん方式および市長判断における開発許可等を行わないこと。

【回答】

岡山市開発行為の許可基準等に関する条例については、岡山市都市計画マスタープランとの整合を図りながら開発許可制度のうち、いわゆる50戸連たん等について条例を改正し、運用の見直しを進めてまいりたいと考えております。

【開発指導課】

2. 進展が見られない環境基準値を超えるヒ素が検出された金甲山中腹の不法埋立残土を撤去させること。建設残土規制法（仮称）制定を国に強く求めること。南区北浦の残土埋立区域については、監視を厳しく行うこと。

【回答】

金甲山中腹の埋立残土につきましては、法面の安全勾配の確保、排水施設の設置など防災面について改善が見られましたが、今後も関係機関と連携しながら、現地での改善指導に粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。また、「残土処分行為等の規制に関する法律」の立法化に向けて、全国市長会を通じてまた市独自でも国へ働きかけて参ります。

南区北浦の残土埋立区域につきましては、条例に基づき指導を行ってまいります。

【開発指導課】

3. 市民の交通権を保障する全市的交通政策を早急に策定すること。

- ①各地域性に応じた既存路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシー等の交通弱者対策を進めること。

【回答】

平成21年10月に策定した岡山市都市交通戦略において、公共交通の利便性向上施策の一つとして、バスのサービス水準の向上を推進することとしております。

次に、コミュニティバス等の生活交通確保策については、平成23年度から御津・建部・足守地域のコミュニティバス運行の効率化や利便性向上等に取り組んでおり、また平成24年度に瀬戸・灘崎地域において交通実態調査を行い、その結果をもって地域とともに生活交通確保について協議・検討を行っているところです。その他の地域についても、地域の要望等に対応して、既存の路線バスの維持、利便性向上策、利用促進策などに、可能な限り取り組んでいきたいと考えております。

【街路交通課】

- ②ノンステップバスを増車し、低床化を進めること。運行回数を増やすこと。

【回答】

バスの低床化並びに運行回数の増便については、事業者が主体となって実施することとなりますので、岡山市としては事業者に対し、ノンステップバス購

入補助を行っており、引き続き低床化増便について事業者に働きかけていきたいと考えております。 【街路交通課】

③ふれあいバスを有効活用すること。

【回答】

コミュニティバスとふれあいバスとでは道路運送法による事業区分が異なるため、ふれあいバスをそのままコミュニティバスとして利用することは出来ませんが、生活交通の確保については地域の要求に応じて様々な方法を検討して行きたいと考えています。 【街路交通課】

④JR ローカル線の増便を働きかけること。

【回答】

JRローカル線の増便については、事業者が主体となって実施することとなりますので、岡山市としては事業者に対し、継続的に働きかけていきたいと考えております。 【街路交通課】

⑤金川病院の診療科目増設にあわせて、診察日に病院に行くためのバスの運行を整備拡充すること。

【回答】

現在、岡山市で運行している「御津・建部コミュニティバス」を利用して金川病院への通院ができますが、同バスは地域住民が主体となって取り組みを行なうことにより自立的で、継続可能な生活交通の確保を行う生活バスとして、地域住民による「御津・建部地域の生活交通を守り育てる会」が主体となって利用増に取り組んでいますので、運行形態の改善については同会と協議を行ってまいりたいと考えています。 【街路交通課】

4. 地域振興と一体的に吉備線LRT化を検討すること。

【回答】

吉備線のLRT化については、現在、JR西日本・総社市と実務的・技術的な検討を進めているところです。また、「おかやま都市交通戦略連携会議」における議論において、岡山商工会議所が旗振り役となって沿線関係者等との間で吉備線LRT化を活かしたまちづくりに関する検討会議が発足される運びとなっているところであり、こうした検討とも十分連携し地域と一体となった吉備線LRT化を検討していきたいと考えております。 【街路交通課】

5. 路面電車の岡山駅構内乗り入れを検討すること。

【回答】

路面電車の岡山駅乗り入れにつきましては、都市交通政策上重要な課題の一つと認識しており、平成21年10月に策定した都市交通戦略において、軌道系の対策について、吉備線のLRT化を中期的施策として位置づけ、駅乗り入れ等の都心内における公共交通ネットワークの形成については長期的施策として熟度や合意形成を図りながら事業化を図るものと位置づけており、本市とし

てはまずは短期的施策、中期的施策から取り組むこととしています。

【街路交通課】

6. 自転車政策について

- ①「自転車先進都市おかやま実行戦略」に基づき、自動車と自転車の交通分離を促進すること。路肩の違法駐車対策を強化すること。

【回答】

短期的な取組として、多くの方が行き交う都心部において、平成25年度から本格的に事業を進めております。具体的には、25年度から26年度にかけて、市内中心部の自転車ネットワークの骨格を形成する路線、本市の象徴的な路線である「市役所筋」や、「後樂園通り」などにおいて、自転車レーンの整備を行うことで、安全かつ快適な自転車走行空間を創出することとしております。

また、自転車走行空間を安全かつ快適に走行するためには、路肩の違法駐車対策は重要と考えており、警察としっかり連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

【街路交通課】

- ②ももちゃりの運用区域を拡大すること。ももちゃりカードの発行箇所を増やすこと。

【回答】

「ももちゃり」については、通常料金となった9月1日以降も、多くの方に利用していただいております。さらなる利便性向上のため、今後、ポートの増設等について検討してまいりたいと考えております。

また、専用カードの発行箇所については、常設ではありませんが、岡山駅東口のポートで発行したり、多くの方が訪れる各種イベントで発行箇所を設置したりするなど、利便性の高い場所で発行する機会を設けているところであり、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

【街路交通課】

- ③駅駐輪場をJRの附置義務とする法改正を国に求めること。

【回答】

鉄道利用者が使用する自転車駐輪場については、鉄道事業者が、公共交通を運営する事業者として、自転車駐車対策に積極的に取り組む必要があると考えており、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（自転車法）に鉄道事業者に対する鉄道駅への自転車駐輪場の付置義務を明記するよう、岡山市から国へ直接要望しております。また、全国自転車問題自治体連絡協議会を通じて、国に対して同様の要望を行っているところであります。今後も引き続き、働きかけていきたいと考えております。

【街路交通課】

- ④桜橋で自転車・歩行者の通行の安全策を図ること。

【回答】

桜橋に自転車・歩行者専用道路を併設する予定はありません。

桜橋には、車道と分離された自転車歩行者道が設置されていないため、十分とは言えませんが、自転車・歩行者については、車両への注意喚起として着色

している路肩部分を通行していただきたいと考えております。【道路計画課】

7. 砂川・笹ヶ瀬川・足守川・倉敷川・宇甘川の改修・浚渫を県・国に要望すること。流域の排水対策を進めること。

【回答】

本市といたしましても、これらの河川整備の重要性につきましては十分認識しており、砂川、笹ヶ瀬川、足守川、倉敷川におきましては、毎年、国、県に対し改修事業の推進を要望するとともに、砂川、笹ヶ瀬川、足守川につきましては、期成会を結成し、流域の関係市、関係連合町内会とも協力しながら関係機関に対し、改修事業の推進を強く働きかけているところです。

一方、宇甘川につきましては、昨年7月の梅雨前線豪雨により堤防から越水したことから河川管理者である県に対し、浚渫による排水能力の確保するよう要望を行い、市といたしましても浚渫土砂の搬入場所の確保を行うなど県と協力しながら事業を進めているところです。

さらに、一昨年9月の台風12号において堤防の一部で越水した笹ヶ瀬川、足守川、倉敷川や昨年7月の梅雨前線豪雨において越水した砂川、宇甘川に関しては、河川管理者である岡山県に対し、改修事業に先がけての流下能力確保のための浚渫や暫定整備、越水箇所の堤防嵩上げといった応急対策を早急に行うよう強く要望し、応急的な嵩上げ等の対策がなされているところです。

【河川港湾課】

8. 市営住宅は住宅困窮者が急増していることから老朽住宅の建て替え計画を早急に具体化すること。使用可能な戸数を至急増やすこと。風呂設備を必置すること。高齢者・障害者向けの計画戸数を増やすこと。

【回答】

本市では、平成19年度策定の「岡山市住宅基本計画」及び「岡山市営住宅ストック総合活用計画」に基づいて、市営住宅の建て替えに向けた取り組みを行っております。

現在、さくら住座・門田白鳥住座の建替・再整備を鋭意進めているところであり、その中で、風呂設備の設置を前提とするほか、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れるなど、高齢者や障がい者の方にとっても、安全・安心で暮らしやすい住戸の実現を目指しているところです。

また、上記の計画に基づき、高齢者向けの地域優良賃貸住宅等市民住宅を含め高齢者支援や子育て支援と組み合わせることで、市営住宅の現有戸数を維持し、住のセーフティネット機能のサービスレベル維持及び強化を図っていくこととしておりますが、その後の人口減少や少子高齢化等、社会・経済情勢の変化を踏まえ、市営住宅に対するニーズを的確に把握することが必要であると考えております。

そのため、経費等多方面からの検証を行うとともに、他都市の事例も参考にしながら、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。【住宅課】

9. 市営住宅の指定管理者制度について住民や関連業者の意見を聴き、毎年検証を行うこと。

【回答】

指定管理者制度の検証につきましては、毎年度入居者アンケートを実施し、業務内容改善の基礎資料とするとともに、必要に応じて管理業務の改善を指示することによりましてあります。また、関連業者からの意見につきましては、指定管理者から、関連企業を対象にした安全衛生や個人情報保護に関する研修会を定期的に開催する旨の提案があり、こうした場を活用して意見を聴取し、指定管理業者の更なる品質とサービスの向上を目指した取組に反映してまいりたいと考えております。 **【住宅課】**

10. (都)弓之町一浦安南町線の桜橋下流の旭川右岸との連携を踏まえた実効ある整備計画を作り施工すること。

【回答】

現在、桜橋下流では中環状線の一部となる(都)下中野平井線(旭川工区)の整備を行っており、当面はこの事業の早期完成を目指し、事業促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、(都)弓之町浦安南町線の桜橋下流の区間については、現在整備の予定は立っておりませんが、整備に際しては旭川の改修計画との整合も図りながら実施してまいりたいと考えております。 **【道路計画課・街路交通課】**

11. 市施行の区画整理事業は見合わせるとともに、区画整理事業は公正・公平に行うこと。

【回答】

都市ビジョンに沿った都市づくりとして、事業の必要性、有効性や費用対効果などを十分検討し、真に必要な事業かどうかを見極めた上で、進めていく必要があると考えております。

また、実施にあたっては事業内容が個人の財産に関わることであり、土地の負担や開発利益の享受を公正・公平に行なうことを念頭に置いて実施してまいります。 **【市街地整備課】**

12. 住宅密集地の老朽空き住宅の撤去補助をすること。空き屋条例(仮称)を制定すること。

【回答】

空き家住宅の撤去補助及び空き家条例の制定については、現在、国で「空家対策の推進に関する特別措置法」が検討されており、その内容について今後も情報収集に努め、国や県及び他都市の動向を注視すると共に、関係各課とも協議を進め対応してまいりたいと考えております。 **【建築指導課】**

13. 東西両中島地区は住民参加でまちづくりの計画をつくること。住民の意見を聴く機会をつくること。

【回答】

東西中島地区につきましては、都市計画公園として決定しておりますが、国において平成25年3月に策定された旭川水系河川整備計画との整合を図りながら、土地利用のあり方を検討していく必要があることは認識しており、引き続き地元の意向や土地利用の動向等を注視していきたいと考えております。

【都市計画課】

- 1 4. 道路整備・管理などの地元要望に対し対応が追いついていない現状を改善し、迅速かつ丁寧な対応、施工を図ること。

【回答】

道路整備・管理などに関する地元要望に対しては、迅速に対応できるよう、本庁と区役所の連携を図りながら、より一層効率的・効果的な道路整備・管理に努めてまいりたいと考えております。

【道路管理課・道路計画課】

- 1 5. イオンモールの進出に伴い交通渋滞が危惧される。公共交通の利用促進など対策を指導すること。

【回答】

大規模小売店舗立地法及び経済産業省の示す指針に基づき、施設の配置及び運営方法について合理的な範囲内で配慮を求めています。

また、本年から岡山県警が主体となり「岡山市中心部交通総合対策連絡協議会」が設置され、岡山市も関係する複数の部署が参加し、イオンモール出店に伴う交通に関する協議を継続的に行っているところです。

【産業振興・雇用推進課】

- 1 6. 岡山市中高層建築物に関する指導要綱を都市化に伴う住民ニーズに沿うように改定し、条例化すること。指導を厳格に行うこと。

【回答】

岡山市中高層建築物に関する指導要綱は、近隣住民との間に生ずる相隣関係の紛争を未然に防止するとともに、地域の良好な住環境を保全することにより、調和のある地域社会の実現を図ることを目的として、建築主は建築計画の公開を行い、関係者に対し建築計画を説明し、協議しなければならないと規定しています。30年以上の間、同指導要綱を適正に運用してきた中で、一定の役割を担ってきていると認識しており、今のところ条例化は考えておりません。引き続き、同指導要綱の規定に基づき適切に対応してまいります。

【建築指導課】

- 1 7. 公共インフラの老朽化対策については、全市的な計画を早急に策定すること。長期的視点に立って計画的に進めること。

【回答】

公共インフラの老朽化対策については、順次計画策定に取り組んでいるところであり、特に橋梁の長寿命化対策事業を最重点課題として位置づけ、計画的に対策を推進しております。

【道路管理課】

アセットマネジメントによる施設更新計画及び管路機能評価に基づく老朽管

更新計画を策定し、優先順位の高い施設から計画的に事業を実施しています。
【水道局】

18. 屋外広告物条例において政治活動用屋外広告物は、許可申請から除外すること。

【回答】

政治活動用屋外広告物については、屋外広告物法第29条の「国民の政治活動の自由を不当に侵害しないように留意する」との観点から、許可手数料を無料とし、また、許可期間を通常では1か月のところ3か月に運用しており、一定の配慮をしているところでありますが、他のポスター等と同様に著しく汚染、破損したものがあつたり、また、掲出期間を過ぎたものが存置されている現状もあるため、適正な表示を指導する必要から許可申請を必要としています。

【都市計画課】

下水道局関係

1. 公共下水道のみに頼らない、汚水処理率に着目した汚水処理計画に見直すこと。そのため、合併浄化槽の取り扱い事務を環境局から下水道局へ移管し、下水道局で一体的汚水処理対策ができるよう早急に協議し実行すること。市としての合併浄化槽補助率、補助額を増やし、汚水処理対策を飛躍的に前進させること。

【回答】

本市の汚水処理対策としての下水道整備は、合併処理浄化槽との適切な役割分担のもと、市街化区域の人口集中地区を中心に未普及地域解消について取り組んでいきます。

また、合併処理浄化槽の取り扱いについては、より一体的な汚水処理対策ができるよう、環境局と協議を図りながら、連携を密にして取り組んでまいります。
【下水道局】

2. 全国ワーストクラスの下水道使用料を引き下げる努力をすること。そのために技術の改善はもとより、一般会計からの繰り入れも含めた対策を行うこと。

【回答】

当面は経営計画に基づく施策による増収、経費節減などによる持続可能な経営を行なうことで、下水道使用料は据置方針です。今後の下水道使用料水準については、決算の状況、一般会計からの繰入金金の状況などから、経営、財政状態を見たうえで、適切な公費負担、料金水準を検討してまいりたいと考えております。
【下水道局】

3. 浸水被害を出さないよう内水害対策をさらに積極的に推進すること。

【回答】

近年のゲリラ豪雨が頻発する中で、本市市街地の低平地などにおいて、農地の宅地化が進んでいる現状を踏まえ、浸水対策を進める地区の重点化を図り、対策について検討を行っていくこととしております。また、清掃等日常の維持管理を通じて、既存の施設が十分に機能を発揮できるように努めます。

【下水道局】

4. 不明水はひきつづき調査を行い、不明水対策に取り組むこと。

【回答】

不明水の発生原因は、施設の老朽化に伴う腐食などにより人孔、取付柵、取付管、下水本管の継手部等が破損したり、ずれたりすることによって生じるものと考えております。

引き続き、不良箇所を捕捉するためのカメラ調査を実施しており、随時修繕を行っています。

合わせて、「旭西処理区管きよ改築事業」として、改良工事（取付管布設替・本管内面補修）に着手しており、順次進めてまいります。

また、不明水緊急対策として、浸入水量が多い箇所の特定と調査を引き続き

行い、効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。 【下水道局】

5. 下水道光ファイバーについては、民間通信施設が普及し、大容量通信設備の位置づけは失われている現在、廃止を決定すること。更新はしないこと。

【回答】

下水道光ファイバーは、下水道施設の高度管理用として遠方監視制御や監視カメラ映像の伝達等に利用され、特に台風や豪雨の際には欠くことのできない基幹的施設となっております。また、庁内LANや岡山市インターネット向け接続回線などにも利用されており、一部は民間への芯線貸出しも行なっております。

ご指摘につきましては、全庁的な観点から、今後の維持管理、補助金適正化法との関係、代替通信方法などの問題を改めて総務局と協議し方向性を出してまいりたいと考えております。 【下水道局】

6. 8割程度にとどまっている公共下水道への接続率を高めるため、無利子の貸付制度を作り、水洗化を促進すること。水洗便所改造等補助金制度は継続すること。

【回答】

下水道への接続を促進するための方策の検討を進めて参りましたが、平成24年度から新たに「岡山市水洗便所改造等補助金」制度を設置し、現在までのところ、一定の成果があったものと考えております。

接続促進につながる効果的な制度・方策については、今後も当該制度の成果を踏まえるとともに、市民のご意見や他都市の状況等を参考に、検討してまいりたいと考えております。 【下水道局】

7. 家計と中小企業に重い負担を強いる消費税増税を来年4月から実施しないよう国に求めること。市の公共料金に増税分を転嫁しないこと。

【回答】

平成26年4月1日から消費税率が8%へ引き上げられることが、平成25年10月1日に閣議決定されたところでありますが、財務省の説明では、消費税は、特定の者に負担が集中せず、国民全体で広く負担するため、社会保障の財源にふさわしいものとされております。下水道局でも他の公共料金に合わせ、下水道料金についても所要の条例改正案を来年の2月議会に上程する予定です。 【下水道局】

水道局 関係

1. 大量利用者への減免制度は改めること。低所得者への減免制度を再構築すること。

【回答】

個別需給給水契約制度は、大口需要者の水需要意識を刺激し、供給能力の範囲内で使用水量の増加を促す料金制度であり、水道事業の安定経営に大きな役割を果たすものと考えています。

なお、渇水などの非常時には、調整水量を提示して水道の使用量を抑制することを求める制度となっています。

低所得者への減免制度については、水道事業は受益者負担が原則であり、福祉政策的措置はなじまないという判断で実施していません。 【水道局】

2. 苫田ダムを前提とした県広域水道企業団からの契約水量を減らすこと。政策局とともに岡山県広域水道企業団の供給条例を変更すること。

【回答】

県広域水道企業団からの受水は、吉井川水系の重要な水源であり、現在も必要水量を受水しており、水量を減らすことは考えていません。

従いまして、県広域水道企業団の供給条例の変更についても考えていません。 【水道局】

4. 漏水対策を急ぐこと。有収率を向上させること。

【回答】

漏水対策につきましては、漏水防止事業計画に基づき、過去の漏水発生件数等を考慮したうえで、計画的かつ効果的な漏水調査を実施し、漏水箇所の早期発見に努めています。

漏水箇所の早期発見及び修繕は、有収率向上に欠かせないものと考えています。 【水道局】

5. 身近な水源の保全につとめること。

【回答】

現在稼働している浄水場につきましては、自己水源を大切に維持し、安定給水に努めています。

また、休止している浄水場につきましては、災害発生時に利用することを想定し、施設の保全に努めます。 【水道局】

6. 石綿管・鉛管など老朽管の取り換えを計画的に行うこと。

【回答】

石綿管及び鉛管など老朽管の取替は、それぞれ解消計画を策定しています。石綿管については、下水事業認可区域を除いて、平成26年度末に取替を完了し、残る下水事業認可区域は二重投資を避けるため、下水工事に合わせて実施する計画で、平成30年度末までには全ての地域の取替を終える予定です。鉛管については、平成28年度末で取替を終える予定としています。 【水道局】

消防局関係

1. 岡山市国民保護協議会条例に基づき、武力攻撃事態を想定した訓練には参加しないこと。なお市民を強制的に参加させないこと。

【回答】

国民保護計画に伴い、平成20年度に国・県・他市と合同で訓練を行っております。その中で、市町村の役割は住民への情報提供及び救急救助活動や避難誘導であることから、地域の代表の方々にはご理解をいただいたうえで避難訓練に参加していただきました。

なお、今後もご要望のとおり強制的な参加要請は行いません。【危機管理課】

2. 南海トラフ型地震の被害想定に基づき、防災対策を見直し実態に即した対策を速やかに取ること。

- ①自主防災組織率向上に努めること。自主防災組織の結成サポート機能を強化すること。

【回答】

自主防災組織率の向上とレベルアップ及び、自助・共助による助け合いの精神の確立が必要であると考えております。このため、5月から結成促進のため、自主防災会結成時の単位を連合町内会とした場合の防災資機材等支給限度額を増額するとともに、自主防災会の活動の活性化を図るため、避難訓練等の訓練を実施した団体に対して、防災資機材等を支給することにしました。また、今年度実施する市民説明会の中で、自主防災会の重要性を説明することにより、結成促進に努めて参ります。【危機管理課】

- ②防災計画に基づき防災空地・避難所を市が責任をもって確保すること。

【回答】

東日本大震災の被害を教訓に、市有施設を始めとし、県や民間の施設等を含め地震や津波など災害種別に適した避難所等の更なる確保に努めております。

【危機管理課】

3. 整備指針に基づく適正な職員の配置をすること。夜間4人体制の出張所の改善を早急に行うこと。

【回答】

採用中期計画の中で増員を図り、職員不足の解消に向け取り組んでいるところです。夜間4人体制については、計画終了時までには改善に努めていきたいと考えております。【消防企画総務課】

4. 耐震構造になっていない消防署所の建て替え計画をつくり、早期に改善すること。分団機庫の整備・建て替えは用地確保も含めて市の責任で計画的に行うこと。

【回答】

耐震化診断(平成25年度は3箇所)の結果に基づき建て替え計画を更新し、

適正配置計画と合せて整理のできたところから、逐次耐震化を整備していきます。

消防団機庫の建て替えについては、詰め所が老朽化しているもののうち、地元の協力を得ながら、用地が確保できたものから順次建て替えていきます。

【消防企画総務課】

5. 消防職員委員会の活動を活性化し、民主的な職場づくりをすすめ、職員の意欲を高めること。女性職員への配慮をすること。

【回答】

消防組織法に定められる消防職員委員会は、職員から提出された意見を審議し消防長に適正な意見を述べ消防業務全般の円滑な運営を行っているところであります。

なお「意見取りまとめ者」が職員から提出された意見を取りまとめ、年1回開催される委員会に提出し、審議された結果は、全消防職員に対し周知徹底するものとしております。女性職員についても、消防職員委員会等での意見でも取り上げられており、職場環境の整備、充実等に努力をしております。

【消防企画総務課】

6. 消防団の新団員の確保、育成に努めること。

【回答】

ポスターの掲示やパンフレットの配布等、地域に密着しての入団を促進しております。

また、入団する若い消防団員は、団活動の中で教養訓練を実施し育成に努めております。

【消防企画総務課】

7. 液状化被害と津波被害が指摘されている岡南飛行場に配置している「防災ヘリコプター」の格納庫は移転して、活動リスクを減らすこと。

【回答】

液状化及び津波被害以外にも同時発生が予想される橋梁の倒壊、山崩れ、がけ崩れなどが考えられ、隊員の参集を考慮して現在の場所を駐機場所と定めております。また、県の防災ヘリコプター「きび」の格納庫は導入当初の予定どおり、岡山空港での整備を推進するとのことであり、同時被災のリスク分散を図れるものと考えております。

【警防課】

8. 消火栓の定期点検と周辺の駐停車禁止を啓発すること。

【回答】

定期的に地水利調査を行うことで消火栓の把握に努めております。また、消防車両に積載している住宅地図に消火栓位置及び使用可能な水利を記載しております。

町内会主催の消火器取り扱い訓練、避難訓練等の際には、防火講話の中で消火栓周辺の駐停車禁止等について啓発活動をおこなっております。【警防課】

9. 防火査察を強化すること。

【回答】

平成25年度は査察率70～80%を維持し、対象物に対し防火指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。 【予防課】

10. 防災計画の土砂災害への対応を産廃・残土まで拡大して検討すること。

【回答】

土砂災害への対応は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する上で、大変重要なことと認識しております。産廃・残土等の事象については、各担当課において、法規に基づいて、個別に対応することになります。【危機管理課】

11. 災害時の備蓄品は民間との連携を含め配備・配送計画を実態に合わせて見直すこと。

【回答】

平成24年11月に、東日本大震災の教訓を活かして、備蓄品目、数量及び備蓄場所の見直しを行い、「岡山市備蓄計画」を策定しました。今後、南海トラフ巨大地震の被害想定結果による見直しを行うとともに、応急生活物資等供給のため、民間との協定締結を進めるなど、避難所等への安定した物資供給体制確保に努めて参ります。 【危機管理課】

教育委員会関係

1. 子どもと教師が双方向で学ぶ喜びが実感できる学校づくりをすすめること。
①不登校・いじめ・暴力事件の多発など学校現場の実態を直視し、教師が子どもと向き合う時間を増やすこと。

【回答】

これらの問題行動等を重症化させたり、複雑化させたりしない手立てとしては、未然防止と早期発見・早期対応に向けた取組が不可欠と考えます。未然防止に向けた取組として、昨年度から「共に成長し合う集団づくり推進事業」を実施しており、子どもたちの学校生活への適応感や満足感を測る検査を活用することで、より一層児童生徒理解を深め、適切な指導や支援を行っております。

また、早期発見・早期対応に向けた取組としては、不登校児童生徒支援員やスクールカウンセラーの小学校への配置を増やすことにより、問題行動等が顕在化する前からの対応の充実を図っております。

このような問題行動等を重症化、複雑化させない取組によって、結果的に教師が子どもと向き合う時間を生み出すことに繋がっていくものと考えております。

【指導課】

- ②複式学級の解消や30人学級の実現のため、裁量権を活かし、市費での教職員配置を行うこと。臨時雇用は一時的なものとし、学級担任は正規教諭で確保すること。

【回答】

市費での教職員配置につきましては、国の動向を注視する中で、効果的な指導や学級編制の在り方について今後も引き続き研究していきたいと考えております。正規教員につきましても採用者を増やすよう岡山県教育委員会に強く要望してまいりたいと考えております。

【学事課】

- ③子どもたちの生活環境改善に関わるスクールソーシャルワーカーを全小学校・中学校に配置すること。過渡的な措置としてスクールカウンセラーの相談時間を確保できるようにすること。相談室やリソースルームなど環境整備も充実すること。

【回答】

スクールカウンセラーについては、今年度から、問題行動や不登校の未然防止と、早期発見・早期対応を図るため、高校1校、中学校37校への配置に加え、小学校11校にも配置をしております。未配置の小学校については、中学校区内の配置学校長との相談により、必要に応じてスクールカウンセラーを派遣できるようにしております。

また、不登校傾向の児童生徒の教室復帰に向けたステップの場や集団に適応しにくい児童生徒の居場所としては、引き続き教育相談室や適応指導教室等を活用していきたいと考えております。関係施設の環境整備については、今年度、東部適応指導教室すまいる瀬戸を新設し、適応指導教室ト

ラングラー宮の建替を行うなど、順次進めております。

なお、スクールソーシャルワーカーについては、こども福祉課において、同様の役割をもつ「子ども相談主事」を各福祉事務所に2名ずつ配置し、全小中学校を対象としております。 【指導課】

- ④基礎・基本の学力を保障すること。グッドスタート事業について3月まで1年間の事業とすること。県に負担を求めること。

【回答】

基礎・基本の学力を保障する面では、個々の学習意欲や学力の状況を踏まえながら、少人数の落ち着いた雰囲気の中での学習を行うことができるよう、独自に習熟度別サポーターの配置を行っております。

小グッドスタート支援事業につきましては、11月・12月も実施する必要があると考え、平成23年度から岡山市として県の小1グッドスタート支援事業を延長する形で11月と12月の2か月間、岡山っ子スタート・サポート事業を実施しておりました。しかし、本年度県は岡山市を実施対象から外す方針を打ち出したため、岡山市の単独事業として岡山っ子スタート・サポート事業を入学前の15時間拡充を含め、4月から12月末まで実施しております。また、岡山市としては、県に対して、小1グッドスタート支援事業の本市への再度の配置を引き続き要望してまいりたいと思っております。 【学事課】

- ⑤教職員へのサポート体制を充実させること。教員のOJT及び相談体制を強化すること。

【回答】

子どもの指導・支援をサポートするために、スクールカウンセラーや不登校児童生徒支援員、特別支援教育支援員を配置しております。また、いじめや不登校、発達障害等の特別支援教育にかかわる教職員からの相談については、教育相談室や発達障害者支援センター内特別支援教育相談窓口において、指導方法や校内支援体制の構築に向けた助言を行ったり、関係機関と円滑な連携を図ったりしています。

なお、子どもの指導にかかわる問題のうち、当事者間では解決が困難な事案については、昨年度から「学校問題相談窓口」を設け、警察OBや弁護士、精神科医、臨床心理士等の専門家からの助言に基づき、早期解決に向けた課題の整理と学校園の支援に取り組んでおり、今年度からさらに弁護士が教職員を対象とした実務研修を行い、学校の対応能力の向上を図っております。 【指導課】

現在も、校園内での研究や研修を支援していくために、学校や校園内研究担当者に向けて情報発信を行ったり研修を実施したりしているところですが、今後も、一層OJTを強化できるように、教職員研修の充実等に努めてまいりたいと思っております。 【教育研究研修センター】

- ⑥学校評議員制度は地域に開かれた内容にし、情報公開に努めること。

【回答】

学校評議員は学校園の職員以外で、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから校長の推薦により、連合町内会長、PTAの役員や元役員、体育協会、婦人会など地域を代表する方々に委嘱しており、地域に開かれた組織となっております。

協議内容等の情報については、個人情報保護の観点から全てを公開することはできませんが、許される範囲内で学校評議員を通じて地域にお伝えできていると考えております。
【学事課】

2. 全国学力テスト結果の公表は絶対にしないこと。全国学力テストへの参加はやめること。

【回答】

全国学力・学習状況調査の結果については、各校で分析を行った上で、地域の実態や学校の状況を踏まえて、各校が何らかの形で公表することとしております。来年度の調査についても今年度と同様に悉皆調査であり、岡山市の学力や学習状況を把握するために必要な調査であると考え、参加する方向で検討いたしております。
【指導課】

3. 子どもの権利条約について、2010年6月の国連からの勧告を真摯に受け止め、過度の競争教育を改めること。子どもの権利条約そのものとともに、勧告されている問題点を各分野に周知啓発し、改善を進めること。

【回答】

岡山市では、「岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例」（愛称：岡山っ子育成条例）を、子どもの権利条約の趣旨を踏まえて制定しております。岡山市教育委員会として、まずはその周知や啓発に努めていきたいと考えております。
【指導課】

4. 学校規模の見直しにあたっては、効率化優先の統廃合を進めないこと。
① 蛍明小学校・中央小学校にあっては統合の効果を地域協働、市民協働の視点を入れ、地域コミュニティへの影響を含め検証し公表すること。

【回答】

教育委員会では、次代を担う子どもの教育にとって何が望ましいのかという視点から、保護者や地域住民としっかり話し合いながら適正規模の教育環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

岡山中央小学校では検証アンケートは実施しておりませんが、蛍明小学校で統合半年後に行った児童・保護者・教職員へのアンケートでは、多くの児童・保護者が統合してよかったと答えており、教職員の多くも、児童数が増えて学校全体の活気が高まり、児童の人間関係や学習活動に良い影響があると答えています。また、地域住民は、学校がなくなり寂しいが子どもたちの教育効果を考えれば仕方がない、子どもたちの育ちに統合が良い方向に働いていると答えています。そのようなことから、子どもたちの教育環境にとっては統合が良い方向に進んでいると考えており、議会市民

文教委員会へもご報告しています。

【就学課】

- ②大規模校についても早急に対応すること。31学級以上「西・大元・芥子山・福浜・幡多・芳泉（ひばり分校含む）・吉備・高島・宇野」の大規模学校の分離や校舎整備を行うこと。

【回答】

大規模校では、学区全体が宅地化され空き地が少ない状況であり、学区内で分離校を建設するためのまとまった土地を見つけにくい状況があります。

大規模校の分離については、児童推計を見ながら何が最適か検討していきたいと考えております。

【就学課】

- ③学区弾力化は廃止すること。

【回答】

本制度の導入により、各学校では特色をアピールするためにホームページを開設したり、学校公開日を設定したりするなど、活性化に一定の効果があつたものと認識しております。また、保護者及び児童・生徒のアンケート結果は、概ね好評を得ております。一方、地域と学校の結びつきが弱くなった、あるいは小規模校がますます小規模化する等のご意見もあることから、こうしたご意見を踏まえながら慎重に検討していくことが重要であるとと考えております。

【就学課】

5. 学校教育に、事実に基づく平和教育を位置づけること。岡山空襲の歴史を継承するためにも「岡山空襲資料室」や語り部などを教育現場に活用すること。活用時の校外学習必要経費は予算として確保すること。

【回答】

学校教育においては、社会科の時間を中心に歴史教育を行っております。その主たる教材となる教科書は学習指導要領に基づいており、事実に基づく平和教育を実施しているところです。

岡山シティミュージアムの「岡山空襲展示室」や語り部などの活用についても、各学校が子どもの発達の段階や地域の実情を踏まえた上で活用することが大切だと考えておりますが、校外学習に要する時間の確保等が課題です。

なお、校外学習を行う際には、必要な経費は受益者負担としております。

【指導課】

6. 研修制度を充実されること

- ①廃校等を活用し独立した教育研修センターを設けること。研修旅費は実費支給を行うこと。

【回答】

現在の施設や設備の課題を整理し、他の政令市の教育センターの情報も参考にしながら、教育研究研修センターの整備について研究してまいりた

いと考えております。

また、研修旅費につきましては、条例に則り適正に対処しております。

【教育研究研修センター】

- ②教職員に対する「義務的研修制度」をやめ、自主的・自覚的研修を保障すること。研修は長期休業中に集中させるなど授業に支障のないようにすること。

【回答】

教職員のニーズに応じた教職員研修を実施するよう努めております。特に、自分の課題に合わせて、主体的に選択受講できる希望研修を増やし、自主的な学びの場を提供していきます。

また現在も、研修の大半を長期休業中に行っておりますが、今後も、できる限り授業に支障のないよう配慮をしていこうと考えております。

【教育研究研修センター】

- ③免許更新制度は廃止するよう国に求めること。

【回答】

教員免許更新制につきましては現行制度に則り適正に対応しております。

【学事課】

- ④教職員の評価制度と賃金リンクをやめるよう県に求めること。

【回答】

勤務評価の処遇への反映は、教職員の勤務意欲の向上等を図ることを目的とするものです。反映方法の詳細につきましては、多方面からの意見を聞きながら検討し、円滑で効果的な実施に向けて県と協議してまいりたいと考えています。

【学事課】

7. 特別支援教育の体制を充実させること。

- ①必要な特別支援学級は1人でも設置すること。

【回答】

特別支援学級の設置については、要望の人数に関わらず、児童生徒の実態や保護者の願い、専門家の意見を総合的に判断し、児童生徒に適した教育を受けることができるよう、限られた教職員定数の中で努力してまいりたいと考えております。

【学事課】

- ②特別支援教育コーディネーターは各学校に専任者を配置し、校内委員会を充実させること。

【回答】

特別支援教育コーディネーターの専任配置については、現在の教員定数では難しい状況です。今後とも国に必要な人的措置を図るよう求めてまいりたいと考えています。

【指導課】

- ③学校教育におけるプレジョブ制度の課題と成果を整理し、今後の導入を検討すること。

【回答】

プレジョブについては、保護者が中心となって取り組まれているものであり、今後も保健福祉局と連携しながら情報収集に努めるとともに、必要に応じて保護者への情報提供を行っていきたいと考えております。

【指導課】

- ④サテライトを含め通級の充実を県に求めること。発達障害の幼稚園への巡回相談の体制を拡充すること。

【回答】

各通級指導教室の通室状況や障害のある児童生徒の在籍等の把握に努め、これまでも必要に応じて岡山県に対して増設を要望しております。

幼稚園の巡回相談については、幼稚園の要望に対して、発達障害者支援センターの専門職員や県立支援学校の巡回相談員等が各園を訪問し、幼児理解や具体的な支援方法、園内支援体制づくり等について助言を行っております。

【指導課、保育園・幼稚園課】

- ⑤医療的ケアが必要な児童生徒の通学を保障するため、希望に応じて看護師等を配置すること。

【回答】

医療的ケアが必要な子どもへの対応については、平成25年度から特別支援教育支援員の中に看護師資格をもつ者を雇用しており、従来の特別支援教育支援員の業務に付加する形で対応しています。

【指導課】

- ⑥特別支援学級へのエアコン設置を検討すること。

【回答】

岡山市では、昨年6月までに全ての普通教室に扇風機を設置したところであり、特別支援学級については優先的に設置を進め、一昨年度中に設置を完了いたしました。

こうしたことから、現時点で全ての特別支援学級にエアコンを設置することは予定しておりませんが、個別に特別な事情がある場合は、検討した上で、必要な対応を行ってまいります。

【指導課、学校施設課】

8. 不登校児童・生徒の支援について

- ①ラポート牧山に通うための送迎バスを実施すること

【回答】

ラポート牧山にかかわらず、各適応指導教室では、時期や年度により、通室している児童生徒数に多寡があります。

また、週当たりの通室日数や在室時間など、一人ひとりの状態により通室の状況は様々であり、定時に運行する送迎バスについては、日々の利用者数の設定や運行コース、通室する児童生徒の一部が利用することでの利

用者負担等、課題は 多いと考えております。

岡山市では、適応指導教室に通室を希望する児童生徒の利便性を高めるために、適応指導教室の新設等を行っているところであり、状況によっては最寄りの適応指導教室の利用を勧めています。 【指導課】

②指導員等を正規職員とすること

【回答】

岡山市では、適応指導教室の質的向上に向けて、支援にかかる教職員等の配置が必要であると考えており、その配置について岡山県教育委員会に強く要望しているところです。 【指導課】

9. 教職員すべてを対象としたメンタルヘルスケアのための相談体制や現場復帰の個別支援体制を確立すること。

【回答】

県費負担教職員、幼稚園教育職員及び高等学校教育職員のメンタルヘルス対策として、産業医（精神科医）によるストレス相談を実施しているところです。 【人事財務課】

教職員が復職をする際に支援するシステムの導入から10年以上が経過し、学校現場に定着していると考えております。この復職支援システムが、さらに効果のあるものとなるよう、当事者はもちろんのこと、校長や主治医と連携してまいりたいと考えております。 【学事課】

10. 足守地区の小中一体型学校運営について

①児童・生徒の年齢差・体格差に十分配慮すること。

【回答】

児童生徒の発達段階に応じた教育を推進することは、重要なことであると考えております。足守中学校区の小・中学校では、「学びの系統表」を作成し、発達段階に応じた教育を進めることとしております。【指導課】

②学校図書館司書は小学校、中学校それぞれに配置すること。

【回答】

教育課程、時程、業務内容、業務量等について検討したうえで、適切な職員数を配置するよう考えています。 【人事財務課】

③給食調理業務の民間委託をしないこと。

【回答】

給食運営については、子どもたちにより良い給食を安定的・継続的に提供していくために、地産地消や食育なども含めて、直営と民間委託との両面から総合的に判断してまいりたいと考えております。

【保健体育課】

④廃校となる校舎について地域活性化につながる活用策を早急に策定すること。

【回答】

廃校施設につきましては、当面、地域住民のスポーツやコミュニティ活動等に利用していただきながら、他部局とも情報交換し、地域活性化の視点や地元の要望等も勘案して活用策を検討してまいりたいと考えております。
【就学課】

- 1 1. 学校校舎の耐震化を早急に進めること。冷暖房の整備、トイレの洋式化を進めること。

【回答】

校舎の耐震化については、耐震強度の低い緊急性の高い棟から耐震化を進めておりますが、耐震化のスピードアップを図るため、学校単位で複数棟の耐震化を進めるなど、効率的な施工方法等により取り組んでまいりたいと考えています。

冷暖房の整備については、猛暑対策として昨年度、全小中学校の教室へ扇風機の設置を完了しました。現在のところ、ただちにエアコンを設置することは考えておりませんが、地球温暖化の影響もあり、教育環境に配慮するため、引き続き検討してまいりたいと考えております。

トイレの改修については、障がい者や高齢者の使用に配慮し、必要性・緊急性の高い学校から洋式便器の導入を実施しており、今後も継続していきたいと考えております。
【学校施設課】

- 1 2. 就学援助制度の改善、充実を図ること。

①認定基準については考え方を「生活保護基準」の1.5倍とすること。

【回答】

扶助費等の義務的な経費が今後も増加することが予想され、市の財政状況も非常に厳しい状況であることから困難であります。就学援助の趣旨に沿うよう制度の円滑な実施に努めてまいりたいと考えております。

【就学課】

②支給は申請事由の発生月にさかのぼって行うこと。

【回答】

申請は、各学期毎に年3回受付をしていますが、遡及しての支給は原則行っておりません。ただし、教育扶助の廃止、罹災、市外転入については事由発生日に遡及して支給を行っております。

【就学課】

③学校保健安全法に基づいた学校病治療にアトピーを認めるよう国に要望すること。

【回答】

医療費援助対象疾病の拡大等に関する国への要望については、指定都市教育委員・教育長協議会を通じて国へ提出しておりますが、今後とも機会を据え、要望していきたいと考えております。
【就学課、保健体育課】

④修学旅行費・学校給食費は実費支給とすること。

【回答】

財源確保が難しい中、実費全額支給は困難であります。現行水準を確保していきたいと考えております。 **【就学課】**

- 1 3. 学校給食は子どもの貧困が進む中、いっそう重要であり、充実が求められている。民間委託の拡大を見直し、直営で責任をもって取り組むこと。
- ①衛生面・調理技術の質の向上を図ること。
 - ②民間委託化60%目標の根拠を示すこと。民間委託の検証をコストだけでなく、安全面・労働条件面・質の面を含めて行い、公表すること。
 - ③偽装請負の疑いのある調理業務委託でなく、パート雇用も活用した直営方式に変えること。

【①②③一括回答】

厳しい財政状況の中ではありますが、子どもたちのためにより良い給食を安定的・継続的に提供していくことが重要であると考えております。そのためには、直営と民間業者が切磋琢磨し、また、補完しあいながら共存できるように両者の衛生管理や運営状況等を検証し、質や安全性を高めながら直営の効率的な運営と民間委託との両面から安全で安心な学校給食の提供に向けて取り組んでいきたいと考えております。

また、民間委託60%目標の根拠については、本市の財政状況がさらに厳しさを増している中、19年度末から急増する給食調理員の退職といった諸般の事情等から民間委託率を勘案し、第1次中期計画での最終目標であった50%を60%に改め、さらに民間委託を進めるべきであるとした岡山市学校給食運営検討委員会の提言（平成20年1月）を受けて、決定したものです。

なお、民間委託の検証については、学校給食運営検討委員会で取り組み状況を評価していただいております。必要な情報は出していきたくております。 **【保健体育課】**

- ④東日本大震災で避難所運営に役立った自校方式を維持すること。

【回答】

市内に105場ある学校給食施設のうち、単独調理場は97場ですが、基本的にはどの施設も災害時に炊き出し等を行うことができると考えております。 **【保健体育課】**

- ⑤学校給食の地産地消率を50%にすること。米飯給食・米粉パンなど地元産米の消費拡大に努めること。

【回答】

学校給食の食材は、共同購入と個別購入の両面から積極的に地場産食材の活用を努めているところであり、食品数ベースで40%以上を維持しながら拡大に向けて取り組みたいと考えております。

また、米はすでに全量市内産米を使用しており、米粉パンは県内産の米粉を使用し、平成22年度から導入しております。 **【保健体育課】**

⑥義務教育の一環として給食費は無償とすること。

【回答】

学校給食費の負担は、学校給食法及び同法施行令により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費及びこれらの修繕費並びに学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費を学校の設置者の負担とし、その他の学校給食に要する経費を児童生徒の保護者の負担と定められています。この規定は、経費の負担区分を明らかにしたものであり、設置者が給食費を補助することを禁止したものではありませんが、本市においては、受益者負担の考えから、給食費は保護者負担とするのが適当であると考えております。

【保健体育課】

⑦調理員は委託業者も含め、研修を充実させること。

【回答】

委託業者の従業員研修については、委託契約書（仕様書）に業者側の責務として明記しておりますし、調理場内での研修の際には、学校栄養職員も参加するなどして、衛生管理について職員間の共通理解を図る機会とするなど工夫しております。

また、市教委としても年に1回、直営・民間を問わず、給食関係者を対象に研修会を実施しており、多くの参加をいただいているところです。

【保健体育課】

⑧学校教育施設等整備基金は民営化推進を助長させないように努めること。

【回答】

学校教育施設等整備基金は、学校教育施設等の充実のため、学校給食運営の見直しにより節減した経費を積み立てて、児童生徒が使用する教材器具や学校教育施設・設備、学校給食用備品等の充実のために、計画的に活用するよう努めていきたいと考えております。

【保健体育課】

⑨食材の放射能測定値を公表すること

【回答】

本市は、平成24年度に県が国の委託を受けて実施した「学校給食モニタリング事業」に協力しており、実際に提供した学校給食の放射性物質の有無や量を把握するために週1回の検査が実施されました。この結果につきましては、県教育委員会や市教育委員会のホームページから参照できるようになっております。

【保健体育課】

1 4. 議会も全会一致で採択した、私学助成の拡充を国・県に引き続き求めること。給付制の奨学金制度の創設をすること。

【回答】

公立高等学校授業料無償化と同時に、私学には「就学支援金」が支給されており、岡山県でも納付金減免制度として上乘せ支給もされております。

こうした中、岡山市内の高校生のうち、約39%は私立高校の生徒であることもあり、岡山市としても私学の教育条件の維持・向上、就学上の経済的負担の軽減などを図るため、引き続き私学助成の拡充を県に要望していきたいと考えております。

奨学金につきましては、家計の経済状況等を勘案して、無利息での貸付を実施しており、奨学生には、年に1回岡山市奨学金荒木基金から給付金を支給しておりますので、現行の制度を継続してまいりたいと考えております。 【こども企画総務課】

- 1 5. 市立後楽館高校は不登校や高校中退の生徒の受け入れ皿となるよう努めること。

【回答】

岡山後楽館高等学校の入学者選抜におきましては、従前から「不登校枠」や「高校中退枠」は設けておりませんが、中学校の時に不登校であったことや高校中退を理由に不利な扱いをしないという配慮を行ってまいりました。この配慮は、今後も続けて行う予定にしております。【学事課】

- 1 6. 岡山市子ども読書活動推進計画に基づいて、実施計画をつくり、施策を推進すること。

- ①全校に正規の学校図書館司書を配置すること。
②市立図書館に正規司書配置を行うこと。

【①②一括回答】

現在のような厳しい財政状況の下では、最小の人員で最大の市民福祉を実現することが、より一層求められており、正規職員の増員についても厳しい情勢にあります。

しかしながら、これまで岡山市が築き上げてきた取組を後退させることなく、市民や子どもたちに、より充実した読書活動の場を提供することができるよう、引き続き努力していきたいと考えております。

【人事財務課】

- ③中区および西部地域に早期に図書館を建設すること。

【回答】

現在、長期的な視点から図書館がどうあるべきか、サービス機能を中心に様々な角度から検討し、本年度末を目途に教育委員会として「図書館の在り方」を策定することとしており、その内容を踏まえて、図書館整備計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

【生涯学習課，中央図書館】

- ④中央図書館が推進センターであることを明示し、積極的に役割を果たすこと。

【回答】

現在、子どもの読書活動推進計画に基づいて、市立図書館、学校図書館など、子どもの読書活動に関わる関係部局がそれぞれの取組を進めています。推進センターとしての中央図書館の役割は、情報収集・情報発信を行うとともに、関係部局による庁内組織の運営や関係団体とのネットワーク

を活かした子ども読書活動を進めていくことであると認識しております。

その一環として現在、市内の高校の協力を得て、館内サインのデザインや、高校生が薦める本のコーナーを設置し、また、市民と連携して絵本作家を招いて講演会を開催するなど子ども読書活動の推進を図っているところです。

今後とも推進センターとしての役割を果たすよう努めてまいりたいと考えております。 【中央図書館】

⑤移動図書館車を拡充すること。

【回答】

今年度末を目途に策定を進めている「岡山市立図書館の在り方」の中で、図書館のサービス機能を検討しているところであり、その内容を踏まえて、移動図書館についても検討してまいりたいと考えております。

【中央図書館】

1 7. 公民館について

①公民館の民主的運営に努めること。

【回答】

公民館運営のあり方として、住民が公民館の運営や事業に積極的に参画し、公民館と共に自らの学びを作り出していくことが肝要と考えています。

各公民館では、住民サイドで設置された運営委員会を公民館の運営や事業全般にわたって地域住民や利用者が主体的に公民館運営に参画していくための機関と位置づけて、公民館活動の企画・実行・評価など様々な形で事業運営に関わりを持たせる中、活性化を図っているところです。

【中央公民館】

②中央公民館を残すこと。

【回答】

現在の中央公民館には、地区公民館の施設管理や講座の企画、実施など事業運営に関する指導、助言、全市的な講座の企画、実施などの管理統括機能と地区公民館としての機能があります。

中央公民館の廃止後は、管理統括機能につきましては、これまでどおり維持していくことが必要であると考えておりますが、地区公民館としての機能は、今後操山地区に整備予定の地区公民館に移行していくこととなります。 【生涯学習課，中央公民館】

③旧丸の内中学校区への公民館を早期に整備すること。

【回答】

公民館の設置につきましては、1中学校区1公民館を目途に整備を進めてきております。

岡山中央中学校区には、旭公民館がありますので、旧丸の内中学校区への整備については、検討しておりません。 【生涯学習課，中央公民館】

④公募館長をふやし、女性の登用を4割以上にすること。

【回答】

公募館長については、全体の三分の一以上を目途として採用に取り組んでおり、現在、地区公民館36館のうち18館に配置をしております。

また、女性の公民館長は9人であり、引き続き、地方公務員法に規定する成績主義の原則に基づきながら、女性の登用の促進に取り組んでまいりたいと考えております。
【人事財務課】

⑤駐車場は利用者が安心して活動できるようスペースを確保し無料とすること。

【回答】

多くの公民館で車利用が増加しており、駐車スペースの確保については敷地の問題や地域事情等もあり苦慮しているのが現状であり、今後、公民館整備に当たっては必要な駐車場の確保も考慮しながら進めていきたいと考えています。

なお、駐車場の利用は無料が基本と考えています。

【生涯学習課，中央公民館】

※ 岡輝公民館 中央図書館と共用の駐車場のため

(1時間30分無料、30分を超えるごとに100円)

※ 中央公民館 福祉文化会館と共用(14台のみ無料、近隣に市営駐車場1時間無料、30分を超えるごとに100円)

⑥公民館職員に市民サービス業務を兼務させないこと

【回答】

生涯学習と地域活動の拠点としての公民館業務に支障がなく、また、円滑に遂行できるよう必要な措置をとってまいりたいと考えております。

【生涯学習課，中央公民館】

18. 喫煙・薬物乱用・エイズ教育等正しい知識を啓発すること。

【回答】

喫煙及び薬物乱用防止教育、エイズ教育につきましては、児童生徒の発達段階に応じ、保健学習や特別活動の中で、正しい知識の啓発に努めております。
【保健体育課】

19. 男女平等教育を推進すること。デートDVの教育現場での啓発をすすめること。特に学校教育においては、デートDV・若年妊娠に割合が高い児童虐待など現状をふまえた性教育をさらに充実すること。

【回答】

各学校園において、男女平等教育担当者を校務分掌に位置付け、担当者を対象とした研修を実施しております。今後とも男女平等教育の充実を図ってまいりたいと考えております。
【指導課】

20. 子宮頸がんワクチン接種の啓発とともに「がん教育」などの健康教育を

充実すること。

【回答】

がんを含めた生活習慣病予防を始め、健康教育につきましては、保健学習及び保健指導等の教育活動を通して、発達段階に応じて指導しております。これからも引き続き、充実に努めてまいりたいと思います。

【保健体育課】

2 1. 中国残留日本人孤児の日本語教育への財政的援助を継続、充実すること。

【回答】

中国残留邦人等の方々にとって、地域社会にとけ込んでいく上で“言葉の壁”は大きな問題であると思われれます。

現在、岡山市では、対象者の多い地区において開催されている日本語教室の講師への支援を国の補助を受けて行っており、今後も、可能な範囲でこのような事業を継続していきたいと考えております。 **【福祉援護課】**

2 2. 埋蔵文化財の保護、調査、検証等予算を拡充し、その活動の成果を公表すること。史跡・遺跡については市民の財産として共有すること。

【回答】

現在、国庫補助事業（重要遺跡保存活用事業）を活用し、千足古墳や金蔵山古墳等の範囲確認調査を行うなど、埋蔵文化財の検証や調査、保護等を実施しております。調査に当たっては、適時、現地説明会等を実施するなど、その成果を市民に公開し、保護意識の向上や発掘成果の活用に努めております。

また、埋蔵文化財センターでは、発掘調査出土品を展示し、速報展や企画展なども行い出土遺物の活用にも努めております。発掘調査終了後は、『岡山市埋蔵文化財センター年報』や発掘調査報告書を作成し、資料化に努めております。 **【文化財課】**

2 3. アユモドキの保護とそのための産卵場所確保に努めること。

【回答】

現在、国庫補助事業（アユモドキ保全活用事業）を利用してアユモドキの人工繁殖や保全啓発活動を行うとともに、市内のアユモドキ生息水系に関し、生息状況及び生態調査を実施し、アユモドキの産卵場所等の実態を調査しております。 **【文化財課】**

監査委員会関係

1. 監査委員は当局の立場に立つことなく適正な監査を行うこと。

【回答】

監査委員はこれまでも公正不偏な立場から行財政運営をチェックする機関としての役割を担ってきたところであり、今後とも、その重要性を認識し、監査機関としての役割を果たしていきたいと考えております。 **【監査事務局】**

2. 行政監査を強化し、第三セクター及び外郭団体の管理運営について厳しくチェックすること。

【回答】

市が資本金、基本金等の4分の1以上出資している団体に対しては、出資団体監査として、毎年3団体程度を抽出して実施しているところであります。また、所管課への監査を行う際には、所管する団体の管理体制も含めて監査を行い、団体の管理運営に資するよう努めていきたいと考えております。

【監査事務局】

3. 市の補助金交付を受け、監査対象になっている団体には、適宜監査を行うこと。

【回答】

市が補助金等により財政的援助を与えている団体に対しては、財政援助団体監査として、市の支出額を勘案し、毎年1～3団体を抽出して実施しているところであります。また、所管課への監査を行う際には、補助団体への指導監督体制も含めて監査を行っております。

【監査事務局】

4. 住民監査請求は、真摯に受け止め住民目線に立って対応すること。

【回答】

住民監査請求監査については、その制度の趣旨から常に市民の目線に立って監査を行っているところでありますが、今後とも公正不偏の立場での監査に努めていきたいと考えております。

【監査事務局】

選挙管理委員会

1. 政治資金規正法（出さない・もらわない）の徹底をはかること。

【回答】

政治資金規正法で定められた規定を厳正、適正に適用されるよう、その啓発に努めてまいりたいと考えております。 **【選挙管理委員会事務局】**

2. 全市対応の期日前投票所をつくるなど、投票機会を拡大し、投票率の向上を図ること。

【回答】

期日前投票所を含む投票所及び開票所の設置については、政令指定都市移行に伴い、各区の選挙管理委員会が選挙ごとに決定し、投・開票事務を執行しております。

全市対応の期日前投票所を設置するためには、投票箱、記載台などの選挙器材の配備、投票管理者、投票立会人及び事務従事者の配置や名簿対照、用紙交付などの一連の投票事務が円滑、適正にできる相当なスペースが必要であり、また、市内LANの配備も必要であり、選挙人を正しく区ごとの期日前投票所へ混乱なく誘導できることが重要であります。さらに、一定数の駐車場が確保できることも必要であります。

これまでも、全市対応の期日前投票所の設置が可能な場所について検討してきましたが、今後とも、選挙人の期日前投票の機会の拡大などについて、工夫できることはないか検討し、投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。 **【選挙管理委員会事務局】**

3. 障害者や中国残留日本人孤児及びその家族などが選挙権を行使できるよう適切に必要な措置を引き続き講じること。

【回答】

投票所における障害者等への対応については、投票所入口の段差解消のためのスロープ、投票所内に土足シートの設置、車椅子の配備などバリアフリーに努めるとともに、投票所に障害者優先の駐車場の確保にも努めています。また、各投票所の入口付近に「介助や車椅子の必要な方は、職員にお申し出ください。」の案内を掲示しています。

また、中国残留日本人孤児等への対応については、各投票所の受付係に中国語による案内表示を掲示するとともに、投票の手順を掲載した案内文をお示しし、対応しております。

障害者や中国残留日本人孤児等からの代理投票の申出、問合せ等に親切、丁寧な対応方を投票事務説明会において、投票管理者や同職務代理者等に指示しているところです。

今後とも、対応方の徹底を図るとともに、障害者や中国残留日本人孤児等への投票しやすい環境整備に努めてまいりたいと考えております。

【選挙管理委員会事務局】

4. 在日外国人の地方参政権を認めるよう国に働きかけること。

【回答】

選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、本市が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理することとなっております。

選挙管理委員会は、選挙の管理・執行機関として、在日外国人の地方参政権について、今後とも、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

【選挙管理委員会事務局】

5. 開票時間の短縮をすること。開票状況の速やかな公表をすること。

【回答】

開票は、選挙人の行った投票を点検し、その有効無効を決定し、各候補者等の得票数を計算する手続であります。

開票事務の迅速化に向けた取組みとしては、開票所の環境整備として、事務従事者が円滑に作業できる開票所の広さとレイアウトを再検討するとともに、自動読取分類機の導入を進めています。

また、職員の意識改革として、市の業務としての選挙事務の重要性を認識し、積極的な事務従事を促すとともに、事務マニュアルについても見直し、事務説明会の充実を図ります。

さらに、開票立会人への対応について、開票立会人説明会では、公益代表としての立場を理解していただいたうえで、図面等による分かりやすい票の流れ、具体的な事例をもとに投票の効力などについて説明し、一層のご理解とご協力をお願いしてまいります。

開票状況の公表については、各区の開票所において行っておりますが、国政選挙の比例代表選挙については1時間ごと、その他の選挙については30分ごとを目安に開票速報という形で、開票所及び報道機関等に公表しております。

今後とも、開票時間の短縮及び開票状況の速やかな公表に向けて、工夫してまいりたいと考えております。

【選挙管理委員会事務局】

6. 選挙事務に従事した職員には、手当を支払うこと。

【回答】

本市においては、平成19年の統一地方選挙から、当日の投票事務に従事された職員について、投票事務従事時間14.5時間のうち、7.75時間分を職員の健康管理の観点等から振替えて休日を取得していただくよう継続試行しており、残り6.75時間については時間外勤務手当を支給しております。

また、振替休日の取得については、他の政令指定都市においても半数を超える市が実施しており、今後、実施を検討している市もあると聞いております。

当日の投票事務につきましては、今後も、職員の皆様の協力を得ながら、振替休日の取得をお願いしてまいりたいと考えております。

【選挙管理委員会事務局】